

第3次 岐阜市生涯学習 基本計画

「生涯学習によるまちづくり」と
「生涯活躍社会」の構築
2018-2027

平成 30(2018)年 3 月
令和 5 (2023)年 3 月改定

岐阜市

「生涯学習都市」宣言

私たちは

金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
活力に満ちた住みよいまちを
主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで

自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します

平成8年4月1日

岐 阜 市

目 次

■「生涯学習都市」宣言	
■岐阜市民意識調査が第3次岐阜市生涯学習基本計画の策定に与えるヒント	1
■第3次岐阜市生涯学習基本計画	8
1 基本計画の性格	8
2 基本計画における「5つの基本方針」と「3つの重点課題」	8
3 2022年度の計画の改定（中間見直し）にあたって	10
第3次岐阜市生涯学習基本計画体系図	11
4 基本計画における取り組み	13
1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実	13
1-1 生涯学習・社会教育施設の学習活動及び出前講座の充実	14
1-2 生涯学習「長良川大学」の拡充	16
1-3 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会の充実	18
1-4 生涯学習情報・相談の充実	20
2 生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成	22
2-1 「生涯学習によるまちづくり」の支援とその推進役の育成	23
2-2 生涯活躍できる仕組みづくり	26
2-3 生涯活躍するための個人のキャリア開発に関する学習の支援	28
2-4 生涯学習による健康・生きがいつくりの支援	30
3 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化	32
3-1 生涯学習・社会教育施設の機能向上と 市民活動交流センターとの連携強化	33
3-2 地域づくり・まちづくりを進める生涯学習・社会教育施設 及び関連施設の生涯学習機能の充実	36
3-3 生涯学習施設のマネジメントの方向性確立	39
その他の課題	
その他1 総合（ネットワーク型）行政として生涯学習振興施策を 進めるための関係機関の連携	41
その他2 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興	43
■資料編	44

■岐阜市民意識調査が 第3次岐阜市生涯学習基本計画の策定に与えるヒント

■はじめに

「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査（平成 28 年度）」を第3次岐阜市生涯学習基本計画（以下、「第3次基本計画」）が策定される前年度に実施しました。この調査では、18歳以上の岐阜市民に発送した 3,000 通の調査票の内、返送された有効回収者数は 1,318 人であり、回収率は 44.11%となりました。この調査は、第2次岐阜市生涯学習基本計画〔平成 20 年 3 月〕（以下、「第2次基本計画」）を策定するために、平成 18 年に行ったアンケート調査の内容を踏襲して実施しました。前回調査は、20 歳以上の岐阜市民 2,000 人を対象として調査が行われ、有効回収者数は 996 人、回収率は 50.23%でした。回収率からすると、今回調査の信頼度は前回調査のそれと比べ若干低下しましたが、有効回収者数自体は増加しており、信頼度についてはそれほど心配しなくてよいと考えられます。

【H28 調査回収率】	（ ）内は H18 の数値	
調査票発送者数	3,000 人	(2,000 人)
調査票未達者数	12 人	(17 人)
調査票到達者数	2,988 人	(1,983 人)
有効回収者数	1,318 人	(996 人)
回 収 率	44.11%	(50.23%)

前回調査の調査内容、すなわち質問文、回答の様式、回答の選択肢をそのまま今回調査でも用いたことで、両者の結果の比較からこの 10 年間の岐阜市民の生涯学習についての意識と行動の推移を明らかにすることができました。そして、ほとんどの質問項目について、10 年を挟んだ 2 回の調査でその結果に大きな変化がみられなかったということは、一方で使われた調査票が市民の生涯学習についての意識と行動を安定した形でうまくすくいあげていたからだとみることができます。岐阜市民の生涯学習の実態を把握しようとする場合に、信頼性の高いデータが得られる質問項目と質問文や選択肢で構成された調査票であったと考えます。しかし、大きな変化がみられなかったという結果をどう評価するのは、単純な問題ではありません。調査した結果、わずかながらも市民の生涯学習にかかわる意識や行動が向上ないし改善したことをうかがわせる数値が示されたことは、第2次基本計画に基づいて行われてきたこの 10 年間の岐阜市の生涯学習振興施策を肯定できます。一方で、その数値の変化がごくわずかであったということは、岐阜市の生涯学習振興施策が効果性・効率性を十分に発揮したのか、という観点からすれば、問題・課題を残したものとなります。

■アンケート調査結果から読み取れる変化

アンケート調査からは、肯定的・否定的の両面で、我々がくみ取らなければならないいくつかの点がありました。以下それらを確認してみましょう。

肯定的な観点として、市民の「現在生涯学習活動率」と「生涯学習今後必要認知度」が、この10年間でごくわずかではあるが上昇したという点があります。「現在生涯学習活動率」とは、10の「学習内容（学習領域）」のいずれかで（複数領域にまたがってもよい）、11の「取り組み方」のいずれか（複数の取り組み方でもよい）によって「現在取り組んでいる」と答えた実人数の回答者総数（前回は996人、今回は1,318人）に対する割合です。前回調査ではそれが57.53%であったが、今回調査では59.26%へと、わずかに上昇しました。また、「生涯学習今後必要認知度」とは、10の「学習内容（学習領域）」のいずれかで（複数領域にまたがってもよい）、11の「取り組み方」のいずれか（複数の取り組み方でもよい）によって「今後取り組む必要があると考える」と答えた実人数の、回答者総数に対する割合です。前回調査では61.04%であったものが、今回調査では62.09%へと、わずかながら上昇しました。市の生涯学習振興施策が少なくとも市民の「現在活動率」や「今後必要認知度」の低下を防止し維持する効果を発揮したと考えられます。

このことは「生涯学習領域別現在学習活動率」の前回調査と今回調査の推移からも裏付けされます。「生涯学習領域別現在学習活動率」は、10の「学習内容（学習領域）」ごとに、11の「取り組み方」のいずれか（複数の取り組み方でもよい）によって「現在取り組んでいる」と答えた実人数の、回答者総数に対する割合です。そして、その「学習内容（学習領域）」別の「現在活動率」が、いずれの「学習内容（学習領域）」についても2ポイントから5ポイント程度、今回調査の割合が高かったのです。上昇の幅に差はあるものの、すべての領域で市民の「現在活動率」が上昇していることは、生涯学習振興施策が市民の「現在生涯学習活動率」を維持する効果を発揮したと捉えてよいと考えます。

ただし、「領域別今後生涯学習必要認知度」をみると、「今後必要認知度」が上昇した「学習内容（学習領域）」もあれば、逆に低下した「学習内容（学習領域）」もあり、すべての「学習内容（学習領域）」が上昇していたわけではありませんでした。「領域別今後生涯学習必要認知度」は、10の「学習内容（学習領域）」ごとに、11の「取り組み方」のいずれか（複数の取り組み方でもよい）によって「今後取り組む必要があると考える」と答えた実人数の、回答者総数に対する割合です。「領域別今後生涯学習必要認知度」については、「パソコンなどの情報化社会に対応するための知識・技能」領域、「外国人とのコミュニケーション能力の向上などの国際交流・多文化共生に関するもの」領域、「ボランティア・NPO活動や地域活動などの地域の『絆』づくりに役立つ知識・技能」領域、「各種資格取得等、職業上必要な知識・技能」領域の4領域で、4ポイントから1.5ポイントほど「今後必要認知度」が前回調査に比べ低下しているのです。つまり、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」に関連したこれらの4領域のすべてで、「今後必要認知度」がこの10年間で低下したのです。それと対照的に、その他の6領域すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」の領域のすべてで、わずかながらも上昇しており、「現代的課題の解決を目

指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の4領域とは対照的な結果が示されたのです。岐阜市では、第2次基本計画に沿って、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興に力点が置かれた生涯学習振興施策を実施してきましたが、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の領域についての市民の「今後必要認知度」の低下を防ぐことができなかつたわけであり、「領域別今後生涯学習必要認知度」の結果については否定的な評価を下さざるを得ないでしょう。「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興とその学習の成果の地域社会への還元、言葉を換えれば「生涯学習によるまちづくり」という第2次基本計画の根幹となる生涯学習振興施策の基本的な方向性が市民の間に浸透したとは必ずしもいえず、市民の生涯学習に関する意識と行動に課題を残してしまつたのだと総括せざるを得ないのです。その意味で、第3次基本計画では、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興とその学習の成果の地域社会への還元、すなわち「生涯学習によるまちづくり」という第2次基本計画の基本的方向性はきちんと継承しながら、第2次基本計画の基本的方向性にかかわつて残された課題が何であつたのかを検証し、それらを解決すべく具体的な振興施策を付け加える必要があります。「個人の需要を充足する生涯学習」の領域については、「現在学習活動率」も「今後必要認知度」も上昇傾向にあるため、これまでの振興施策を引き継ぎます。しかし、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の領域については、市民の「今後必要認知度」に低下の兆しがみられたことを留意しなければなりません。第2次基本計画に引き続き、第3次基本計画でも「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興に努めるべきでしょう。同時に、市民が「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」に取り組むことが、一人ひとりの市民の豊かな生活を実現するうえで、必要不可欠であることを理解していただける広報あるいは啓発のあり方を検討する必要があります。

なお、このことと関連して、前回調査では、「パソコンなどの情報化社会に対応するための知識・技能」領域、「外国人とのコミュニケーション能力の向上などの国際交流・多文化共生に関するもの」領域、「ボランティア・NPO活動や地域活動などの地域の『絆』づくりに役立つ知識・技能」領域の3領域について、「現在学習活動率」の数値と「今後必要認知度」の数値に大きな違いがみられ、「現在学習活動率」の数値の2倍から3倍も高い数値が「今後必要認知度」で示されました。今回の調査についても、前回調査で示されたのと同様の傾向がみられました。しかし、今回調査では上述したように、「パソコンなどの情報化社会に対応するための知識・技能」領域、「外国人とのコミュニケーション能力の向上などの国際交流・多文化共生に関するもの」領域、「ボランティア・NPO活動や地域活動などの地域の『絆』づくりに役立つ知識・技能」領域の3領域で、「今後必要認知度」について前回調査で示された数値よりもわずかながら低くなっています。しかも、これら3領域の「現在学習活動率」については、前回調査で示された数値よりもわずかとはいえ高くなつていたこともあつて、「現在学習活動率」と「今後必要認知度」との間の数値の違いはこの10年間でわずかながらも縮小しました。すなわち、これらの領域については、市民の学習の「必要性(ニーズ)」の認識がわずかではあるものの弱くなつたとみられます。しかも、第2次基本計画によつ

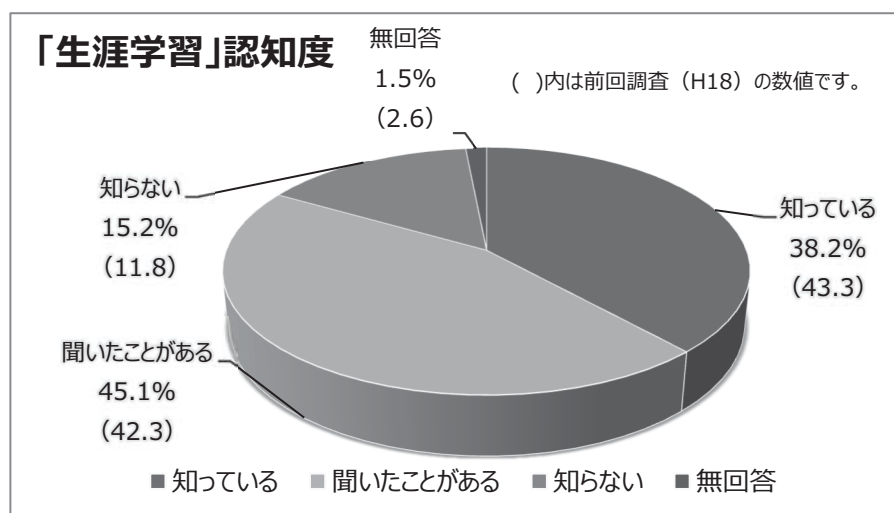
て「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するという基本的方向性が打ち出されていたこの10年間に、弱くなっていることに注意しなければなりません。

「現在生涯学習活動率」に問題を絞ってみれば、上述したのとは全く別の問題がみえてきます。前回調査と今回調査で「現在生涯学習活動率」として示された数値、すなわち現在何らかの「学習内容（学習領域）」で何らかの「取り組み方」によって何らかの生涯学習の活動を「している」と回答した市民の割合を示す57.53%や59.26%という数値を、全国規模で実施された生涯学習に関する調査で示された数値と比べると、かなり高い割合となっていることがわかります。内閣府（旧総理府）が実施している生涯学習に関する「世論調査」から、本調査の「現在生涯学習活動率」にほぼ相当すると考えられる数値を算出してみると、47.7%（平成17年5月）や48.5%（平成27年12月）という数値が算出されます。本調査と内閣府「世論調査」とでは、質問文の形式や文言、さらには選択肢の設定の仕方や文言が違うので、厳密な意味で両者を比較することはできません。しかし、本調査において用いられた質問項目の質問形式、質問文、選択肢等は、内閣府が実施した「世論調査」を参考に作成しており、大雑把な比較は可能なはずで、そこで、両者を比較してみると、岐阜市民の「現在学習活動率」は全国水準のそれと比べ10ポイント程度高く、岐阜市民の生涯学習の活動が活発であることがわかります。こうした点からは、岐阜市が策定する「生涯学習基本計画」において、これまでの生涯学習振興行政を継続させ、それらを抜本的に変える必要はないと考えます。もちろん、この10年間で解決できなかった課題が残されていることもあり、これまでの生涯学習振興行政をそのまま継続させればよいという単純な結論にはなりません。市民の「現在生涯学習活動率」の実態からすれば、岐阜市の生涯学習振興行政（社会教育行政）は市民の生涯学習活動の活発化に寄与・貢献していると評価できるのであり、第2次基本計画の大枠は継承すべきであるという結論になります。

■「生涯学習」の認知度

さて、こうした「現在生涯学習活動率」にかかわる問題を「『生涯学習』認知度」の質問の結果と関連させてみてみれば、さらに別の問題がみえます。今回と前回の調査で、「あなたは『生涯学習』という言葉を知っていますか」と尋ね、「知っている」・「聞いたことがある」・「知らない」の3つの選択肢から1つを選択していただいています。今回調査では、「知っている」が38.24%、「聞いたことがある」が45.07%、「知らない」が15.17%でした。前回調査では、「知っている」が43.27%、「聞いたことがある」が42.27%、「知らない」が11.85%でしたので、今回調査で「知っている」と「聞いたことがある」の回答を合計した割合がわずかに低くなり、「知らない」の回答の割合がわずかに高くなっているのです。「生涯学習」という言葉の認知度がこの10年間で低下したのではないかと危惧されます。市民が「生涯学習」という言葉やそれによって表現されている考え方・理念に触れることが少なくなり、意識面で市民は生涯学習への関心を低下させているのではないかと危惧される一方で、上述したように「現在生涯学習活動率」は前回調査の57.53%から今回調査の59.26%へとわずかではあるものの高くなっており、行動面・活動面では市民の生涯学習への関与（コミットメント）は深くなっているといえます。このような市民の行動面・活動面

と意識面におけるこの10年間の変化は、どのように解釈できるのでしょうか。この問題については、自分自身が行っている生涯学習の活動をどのように捉えているのかという、生涯学習の活動の捉え方の問題がかかわっているのではと考えられます。



生涯学習の活動には、ある活動を行うことの中で偶発的に学習が成立するといった種類のものがあります。自分がしていることが生涯学習の活動にあたるかどうかなど考えもしないまま、ある活動を行う中で知らず知らずのうちに自分の生活の仕方が変わり、自分自身のあり方も変わって、自分がその活動を行うことで学習したのだということに気付かされることがあります。つまり、意図的・自覚的に学習を行っていたわけではないが、ある活動を行うことで意図しないままに、いつの間にか自身の生活の仕方やあり方が変わっているといった形で成り立つ学習があるのです。意図的・自覚的に行われる学習とは区別される、何らかの活動を行うのに付随して偶発的・無自覚的に成り立つ学習があるのです。例えば、「スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など」(平成4年7月生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について(答申)」)です。それらの活動はそれぞれの目的・目標を達成するために意図的・自覚的に行われるものですが、同時にそれらの活動を行うことで、人々はそれぞれの生活の仕方や自分自身のあり方を大きく変化させ、学習を成り立たせることとなります。そして、そうした各自に生じた変化は一人ひとりの個人に自己の充実・向上、さらには生きがいづくり・自己実現がもたらされるのであり、それらの活動は、生涯学習と呼ぶのにふさわしいものなのです。こうして自身が生涯学習を行っているとは自覚することなく、知らず知らずのうちに生涯学習の活動を行っている場合が多くあるのです。そのような人々が岐阜市のアンケート調査の調査対象者となり、「現在生涯学習活動率」や「生涯学習今後必要認知度」の質問項目を読み、「学習内容(学習領域)」欄に選択肢として例示された具体的な領域において、「取り組み方」欄に選択肢として例示された具体的な取り組み方によって、生涯学習とは実際にこのように行われていくものなのだという具体例が示されたことで、自身がこれまで行ってきた活動が生涯学習にあたるのだと初めて気づかされることが多くあったのではないのでしょうか。だからこそ、前回や今回の調査で、通常では、生涯学習の活動とは認

識されないスポーツ活動等が、生涯学習の「取り組み」であると認識されたことで、「現在生涯学習活動率」の数値が全国水準より高く示されることになったのではないのでしょうか。前回調査と今回調査の間で「現在生涯学習活動率」の数値がわずかながらも高くなり、市民の生涯学習の活動が活発化したのではないかと考えられるにもかかわらず、「『生涯学習』認知度」がわずかに低下するという矛盾しているともいえる事態が生じたのも、このような文脈で解釈できるでしょう。ただし、「『生涯学習』認知度」の数値がわずかとはいえ低下したのは事実です。とすれば、生涯学習という言葉と考え方を簡潔に示す広報・啓発を拡充することを検討しなければならないと考えます。同時に、その広報・啓発においては、岐阜市民の生涯学習の活動の実態が全国水準と比べてみても高い水準となっていることを知っていただき、市民が今後も誇りをもって各自の生涯学習の活動を自覚的に追求しようとする雰囲気醸成に努めるべきなのです。

さらに、「生涯学習取り組み方別現在学習活動率」や「生涯学習取り組み方別今後学習必要認知度」といった「取り組み方別」の「現在学習活動率」や「今後学習必要認知度」にまで問題を広げていけば、新たな問題が見えてくることとなります。「現在学習活動率」については、前回調査と今回調査の間で、「ネットに接続したパソコンなどによって」という「取り組み方」が選ばれた割合は9ポイント程度高くなり、また「新聞・雑誌・本やテレビ・ラジオによって」は4ポイント弱高くなっていることが注目されます。個人学習の形態が大多数を占めるであろう「ネットに接続したパソコンなどによって」や「新聞・雑誌・本やテレビ・ラジオによって」という「取り組み方」がはっきりとあるいはわずかに増加しており、市民の生涯学習が個人学習の形態に傾斜しつつあること、さらに近年急激に普及・定着したパソコンが生涯学習の「取り組み方」として市民に取り入れられつつあることが注目されます。後者の生涯学習の「取り組み方」としてパソコンが取り入れられているという点は、「生涯学習の『情報源』」を尋ねた質問項目の回答からも確かめられます。前回調査で「生涯学習の『情報源』」として「インターネットのホームページ」が挙げられた割合は7.43%でしたが、今回調査で「ネット（ホームページ、SNS）など」が挙げられた割合は12.44%であり、選択肢の文言が若干変わって厳密な比較はできないのですが、5ポイント高くなっています。こうした点をもみても、パソコンが「取り組み方」や「情報源」として生涯学習に取り入れられているのは確かでしょう。情報社会が現実となっているこうした今日の社会状況に対応することができる「第3次岐阜市生涯学習基本計画」の策定が求められているともいえます。

■今回調査で得られた知見

その他にも、今回調査で得られた知見は多くあります。例えば生涯学習・社会教育施設と関連施設の「利用及び認知状況」については、移転したり新設された施設がいくつかあり、前回調査と今回調査の結果を単純に比較できないものの、比較可能な20施設の中で、前回調査より今回調査で「利用及び認知状況」が低くなったと推測されるのは3施設にとどまり、主要な生涯学習・社会教育施設はわずかとはいえ「利用及び認知状況」を上げています。生涯学習・社会教育施設と関連施設の管理・運営は、市民の「利用及び認知状況」の側面からは、概ね適切になされているといえるでしょう。その中で、岐阜市の中核的な生涯学習施設に位置づけられながら、「利用及び認知状況」

が期待されたほど上がらない「ハートフルスクエアG（生涯学習・女性センター）」については、市民の「利用及び認知状況」を上げていくという観点から検討することが必要です。公民館等の社会教育施設を含め生涯学習・社会教育施設、学習・教育機能をもつ様々な施設のネットワーク化推進の業務を担う中核施設としての機能を果たせるようにしなければなりません。第3次基本計画において「ハートフルスクエアG（生涯学習・女性センター）」の設置目的を実現する方向で具体的施策を検討する必要があります。

生涯学習「長良川大学」については、前回調査で生涯学習「長良川大学」を「全く知らない」とする回答は46.49%でしたが、今回調査で「まったく知らない」は53.11%となり、「まったく知らない」とする回答が7ポイント上がっています。明らかに市民の生涯学習「長良川大学」の認知度は低下しています。市民の認知度を上げるためには、生涯学習「長良川大学」に位置づけられている個々の学習・教育機会に参加していただく必要がありますが、参加するためには講座等をまとめて示している生涯学習「長良川大学」ガイドブックを見ていただくなくてはなりません。しかし、毎年1回発行されるこの冊子は、A4版54頁の大部なもので全戸配布できておらず、生涯学習・社会教育施設等に置かれたものを持ち帰る仕組みになっています。このような広報・啓発が、生涯学習「長良川大学」の認知度の低下という結果を招いていると考えられます。市民の「ニーズ（必要性）」に合った学習・教育機会を提供するという観点からも、生涯学習「長良川大学」ガイドブックの発行形態の見直しなど、生涯学習「長良川大学」の認知度を向上させる具体的施策を第3次基本計画で検討することが求められます。

※巻末の資料編にて、平成28年度実施の「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査及び調査概要」を掲載しています。なお、詳細については報告書をご参照ください。

■第3次岐阜市生涯学習基本計画

1 基本計画の性格

この計画は、岐阜市生涯学習基本構想の基本理念や岐阜市民生涯学習推進協議会の意見を尊重し、今後の本市の生涯学習振興施策を体系的に推進するための具体的計画となるものです。

計画期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。2022年度には、進捗・達成状況を評価・把握するとともに、計画の見直しを検討します。

2 基本計画における「5つの基本方針」と「3つの重点課題」

第3次生涯学習基本計画を策定するにあたり、引き続き、平成5（1993）年度に策定された生涯学習基本構想の理念を受け継ぎます。なぜなら、生涯学習基本構想における生涯学習推進の「5つの基本方針」が、現在及び今後の本市の生涯学習振興施策の基本理念として十分な内容を備えているためです。また、第2次生涯学習基本計画に引き続き「生涯学習によるまちづくり」を継承し、さらに誰もが「生涯活躍」できる社会の構築を目指します。「5つの基本方針」にある「現代的課題に対応して推進します」、「ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します」、「地域づくりの一環として推進します」の3点は、生涯学習が「個人の需要を充足する」だけでなく「社会の共通の課題に取り組む必要」があり、本市が「生涯学習によるまちづくり」を進めるうえで、特に重要な基本方針として受け継がれるべきものです。「市民主体の生涯学習を推進します」、「岐阜市の特徴を生かして推進します」の2点を含め、「5つの基本方針」は、前回の第2次生涯学習基本計画策定の時点で、生涯学習基本構想を継承しながらも、その内容を時代に即したものに修正しました。

例えば「市民主体の生涯学習を推進します」という点については、今後も学習機会の充実に努める一方で、学んだ成果を生かす取り組みを進めることに力点を置いた内容に修正しました。この点に関連して「地域づくりの一環として推進します」については、生涯学習の成果が地域に生かされるような仕組みを生涯学習振興施策を通じて構築していくことが、地域づくり・まちづくりには欠かせないことを強調しました。さらに「現代的課題に対応して推進します」については、課題解決に向けて学習機会の充実、学習情報の提供及び学習施設の整備などを支援することが、重要であるとし、「ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します」については、行政と市民活動団体、NPO、地域団体をつなぐ専門性を持ったコーディネーター、すなわち「生涯学習によるまちづくり」の推進役の養成が課題であるとし、その内容を充実させています。

今回の第3次生涯学習基本計画の「5つの基本方針」では、前回の基本方針と同じく、生涯学習は「自発的意思に基づいて、日々の生活や人生の歩みの中で『楽しみ』を見つけ『生きがい』を持って暮らせるように、一生涯を通じて自らを磨いていくことである」とする一方で、行政の生涯学習振興施策にあっては、学習の成果を地域に生かしていくという視点、「生涯学習によるまちづくり」という視点を、さらに強調して、進めていきます。

10年前に比べ、より一層「市民との協働のまちづくり」の必要性が高い現状から、市民が主体の生涯学習による地域づくり・まちづくり活動を行政がいかに支援・振興していくかが、引き続き課題となっています。市民がまちづくりの主役になるためには、市民がまちづくりに参画できる仕組みを作っていくとともに、市民自らがまちづくりについて学ぶことも必要です。地域や社会の共通の課題を学び、その解決策を探っていく、現代的課題・地域課題にかかわる様々な学習機会の充実を図る必要があります。

こうして「生涯学習によるまちづくり」が1つの大きな理念になっている状況の中で、生涯学習基本構想から掲げられている「5つの基本方針」を施策として具体化することが必要となります。第2次生涯学習基本計画を継承し、「5つの基本方針」を具体化した「3つの重点課題」を現状に合った内容に修正し、「現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実」、「生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成」、「『生涯学習によるまちづくり』を進めるための施設のネットワーク化」を掲げ、本市の生涯学習振興施策として、特に重点的・集中的に取り組まなければならないものを示しています。

この「3つの重点課題」は、第2次生涯学習基本計画に示されたものを、継承しながら、現状に合った言葉を用いてまとめたものです。「3つの重点課題」の下に「基本施策」があり、その下に「具体的施策」がつながります。最後に「優先して取り組むべき事業」を掲げております。

また、本計画には特徴が2つあります。1つめの特徴は、「人生100年時代」といわれる昨今、高齢者をはじめとしたすべての人々が生涯を通じて健やかでいきいきと活躍できる「生涯活躍社会」の構築の実現を理念の1つとしている点です。2つめの特徴は、平成28（2016）年4月に施行された「障害者差別解消法」、平成29（2017）年4月7日の「特別支援教育の生涯学習化に向けて（文部科学大臣メッセージ）」、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）（29文科生第13号）」を受け、多様なニーズを持つ人々への学習機会の提供について、今回初めて触れていることです。

生涯学習の成果を数値で測ることは大変難しいことです。なぜなら、現在、成果が出ていることも、1つの事業で成果が得られている訳ではなく、他の事業や過去の事業、社会的な背景等、様々な事象が重なり合った結果としての成果等であり、相関関係・因果関係が単純には成立しないためです。その中で、第3次生涯学習基本計画においては、関係のある「指標」設定を行い、できる限り数値で成果を測るようにしました。

3 2022年度の計画の改定(中間見直し)にあたって

基本計画の策定から5年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症による社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々などに関する課題が顕在化・深刻化し、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティが一層重要になりました。

また、人生100年時代・VUCA（将来の予測が困難）の時代において、生涯学習は、従来の役割に加え、ウェルビーイング、社会的包摂の実現やデジタル社会への対応、地域コミュニティの基盤など、誰一人取り残さない学びの実現へ向けた、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進する役割がより重要になっています。

そのような中、超スマート社会（Society5.0）の到来やウェルビーイングの実現へ向けた制度の検討、ICT/DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展などといった計画策定時には想定できなかった、変化の著しい社会潮流や、基本計画の上位にあたる「岐阜市未来のまちづくり構想」の策定や生涯学習「長良川大学」の学部の再編など、基本計画の内容に影響を及ぼす状況が生じており、こうした視点を考慮して中間見直しを行いました。

・SDGs(持続可能な開発目標)と生涯学習

2015年9月の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、持続可能でよりよい世界を実現するための17の目標が定められました。

岐阜市は、令和3年5月21日、内閣府より「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、その推進を図っています。

本計画においては、特に以下の目標の達成に向けて、取組みを進めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 11. 住み続けられるまちづくりを

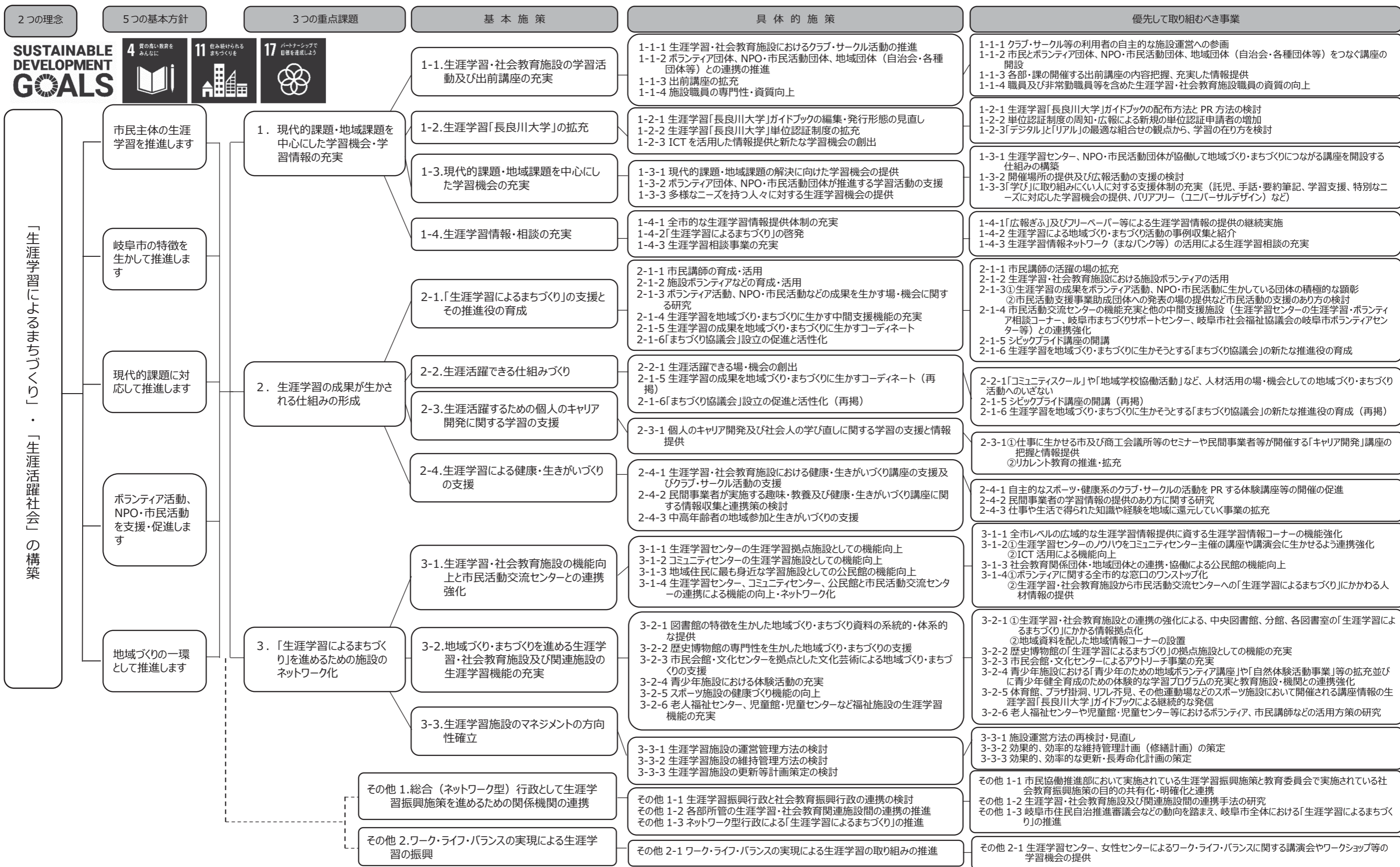
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第3次岐阜市生涯学習基本計画体系図



4 基本計画における取り組み

1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

本市では、生涯学習センター、コミュニティセンター、体育館、各地区の公民館などの生涯学習・社会教育施設や老人福祉センターなどの福祉施設を中心に各種講座・教室など様々な学習機会の充実に努めています。

現在、市民の学習は講座を受講するだけの受け身の学習活動から、自主的な学習活動や課題解決のための参加型学習となっています。市民が自らの学習の成果を生かし、講師として活躍する「市民自主講座」は、平成 11（1999）年度から始まり、第3次基本計画策定時の平成 29（2017）年度は 38 講座が開講されました。行政が行う講座・教室だけでなく、市民参加、市民主催による講座・教室が定着しています。また、市内ではカルチャーセンターやスポーツクラブなどの民間事業者、大学等の高等教育機関、NPO など、市民の需要・要望に合わせた学習機会を提供しています。

市民の学習に関する関心は「趣味的な講座」や「健康・スポーツの講座」など「個人の需要を充足する生涯学習」にかたよりがちな現状があります。こうした講座は、できるだけ民間事業者などに委ね、行政は社会的な観点から広く学習活動を促していく必要のある「現代的課題・地域課題に対応する講座」を中心に展開していきます。

現在行政が開設している「現代的課題・地域課題に対応する講座」は、地域や社会、さらには、一人ひとりの市民が直面している課題を取り上げているものの、単発的・散発的な講座が多くなっています。

しかし、現代的課題・地域課題の学習においては、課題解決に向けて系統的・体系的に知識・技能を習得していくことが求められ、市民が自ら課題解決を見通すことができる系統的・体系的な内容を備えた学習機会の提供が必要になります。

市民にとって、このような講座を受講することが地域づくり・まちづくり活動に取り組む、踏み出すきっかけになります。また、その活動の中で直面した新たな課題について再び学習するといった「学び」と「活動」が循環されるような「現代的課題・地域課題に対応する講座」に取り組みます。

学習情報の提供は、生涯学習情報誌である生涯学習「長良川大学」ガイドブックを毎年発行し、1,000 を超える講座を紹介しています。また、生涯学習センターでは生涯学習・ボランティア相談コーナーを開設し、市民に幅広い生涯学習情報を提供しています。今後も「広報ぎふ」などで生涯学習について広報、啓発していくほか、インターネットを活用した学習情報の提供など、情報を必要としている人々に届くように努めます。

さらに、行政だけでなく、NPO、高等教育機関などが、それぞれの目的のもとに学習機会を提供しています。このような学習機会に関する情報を市民に適切に提供できるよう連携を図ります。

重点課題1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

▶ 基本施策 1-1 生涯学習・社会教育施設の学習活動及び出前講座の充実

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

本市では、総合行政（ネットワーク型行政）の観点から、生涯学習・社会教育施設にとどまらず各種関連施設においても生涯学習振興施策を展開し、市民がいつでも、どこでも学習することができるような環境づくりに努めています。その中で、行政が主催する講座は高齢者のみを対象とする講座（老人福祉センター、体育館等で開催）を除き、「現代的課題・地域課題に対応する講座」を中心に実施することとしています。

生涯学習・社会教育施設においても、例えば歴史博物館では「まちなか博士」として、活躍するためのサポート講座を開設し、観光ボランティアに市民を導くようにしています。また、図書館では、起業に関する情報提供を行ったり、朗読教室等本に関する様々なイベントを開催したり、生涯学習事業を展開しています。生涯学習センターでは、引き続き、地域づくり・まちづくりにつながる講座の実施に力点を置いていきます。

取り組み概要(具体的施策)

1-1-1 生涯学習・社会教育施設におけるクラブ・サークル活動の推進

市民が楽しみながら学んでいく学習機会については、これまでのように市民が自主的に運営するクラブ・サークルの活動に委ね、行政はクラブ・サークルが活動しやすい環境づくりを行います。

1-1-2 ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体(自治会・各種団体等)との連携の推進

現在、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体が生涯学習・社会教育施設や関連施設で講座を開催しています。行政や高等教育機関が開設する講座だけでなく、今後は諸団体と各施設とが協働した講座の拡充に努めます。

1-1-3 出前講座の拡充

本市では、市及び企業の担当者が講師となり、市民の要望に応じた講座を地域に出向いて開設する出前講座を実施しています。現在、146のメニューが用意され、第3次基本計画策定前の平成28(2016)年度には194回開催されました。市民と行政との「協働のまちづくり」のきっかけづくりとするために、今

後も出前講座のより一層の拡充に努めます。

1-1-4 施設職員の専門性・資質向上

施設は、概ね市直営の施設と指定管理者が運営している施設に分けられます。したがって、施設の職員も市の職員と指定管理者の職員とがあり、加えて常勤の職員と非常勤の職員も存在します。すべての施設職員はその施設のスペシャリストとして、専門性を発揮し、利用者の立場に寄り添うサービスの提供に努めなければなりません。より一層の資質の向上に努めます。

優先して取り組むべき事業

1-1-1 生涯学習・社会教育施設におけるクラブ・サークル活動の推進

- ・クラブ・サークル等の利用者の自主的な施設運営への参画

1-1-2 ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会・各種団体等）との連携の推進

- ・市民とボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会・各種団体等）をつなぐ講座の開設

1-1-3 出前講座の拡充

- ・各部・課の開催する出前講座の内容把握、充実した情報提供

1-1-4 施設職員の専門性・資質向上

- ・職員及び非常勤職員等を含めた生涯学習・社会教育施設職員の資質の向上

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	コミュニティセンターの登録サークル数	402 サークル	410 サークル	↑向上
2	コミュニティセンターサークル代表者会の設置数	8/8	8/8	→維持
3	コミュニティセンターサークル発表会への参画数	260 サークル	260 サークル	→維持
4	出前講座の開催数	194 件	200 件	↑向上
5	出前講座の対応率（開催数/依頼数）	100%	100%	→維持
6	施設職員向け講座の受講率（受講者数/募集定員）	100%	100%	→維持

重点課題1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

▶ 基本施策 1-2 生涯学習「長良川大学」の拡充

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

平成 8 (1996) 年度に開講した生涯学習「長良川大学」の年間受講者数は、第 3 次基本計画策定時の平成 28(2016)年度で約 12 万人を数えています。また、平成 28(2016)年度に実施したアンケート調査では、生涯学習「長良川大学」の認知度は、「まったく知らない」という回答が、53.11%もあり、前回調査 [平成 18 (2006) 年実施] の 46.49%から 7 ポイント近く高くなっています。

取り組み概要(具体的施策)

1-2-1 生涯学習「長良川大学」ガイドブックの編集・発行形態の見直し

生涯学習「長良川大学」ガイドブックは、A4 版 50 ページ前後の冊子形態で年 1 回発行し、市役所・事務所等行政機関、生涯学習・社会教育施設、老人福祉センターなどに配布しています。生涯学習「長良川大学」の認知度を高めるため、冊子の編集方法、発行部数、配布方法の見直しを進めます。

1-2-2 生涯学習「長良川大学」単位認証制度の拡充

生涯学習「長良川大学」には、一定の単位数ごとに(10 単位証、20 単位証など)賞状をお渡しする独自の単位認証制度があります。この単位認証制度の周知を図り、単位認証者の増加を図るとともに、生涯学習の専門分野別に学習の成果を認証・評価する新たな単位認証制度(例えば環境分野、歴史分野といった専門分野別の単位認証)の設置を進めます。

1-2-3 ICT を活用した情報提供と新たな学習機会の創出

DX(デジタルトランスフォーメーション)やグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、オンラインの活用など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、ウィズコロナ・ポストコロナの学習の在り方について検討していきます。

優先して取り組むべき事業

1-2-1 生涯学習「長良川大学」ガイドブックの編集・発行形態の見直し

- ・生涯学習「長良川大学」ガイドブックの配布方法とPR方法の検討

1-2-2 生涯学習「長良川大学」単位認証制度の拡充

- ・単位認証制度の周知・広報による新規の単位認証申請者の増加

1-2-3 ICTを活用した情報提供と新たな学習機会の創出

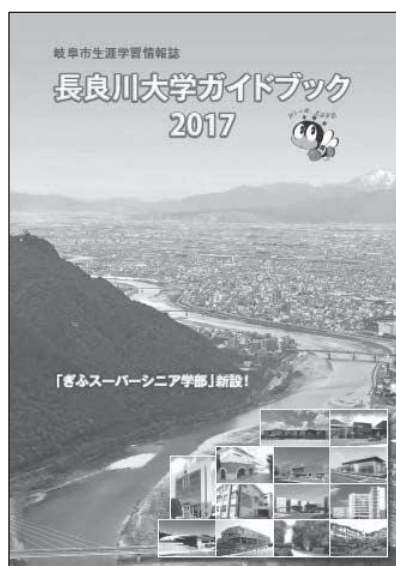
- ・「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、学習の在り方を検討

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	生涯学習「長良川大学」ガイドブックの発行部数※1	10,000部	10,000部	→維持
2	単位認証申請者数	36人	40人	↑向上
3	新規単位認証申請者数※2	17人	20人	→維持
4	LoGo フォームによる出前講座申込件数	—	30件	↑向上
5	Twitter上の「#長良川大学」のツイート数	—	40件	↑向上
6	「長良川大学」一般教養学部講座のオンライン対応率	—	10%	↑向上

※1 データ（デジタル）への移行も視野に入れつつ、冊子（リアル）とのバランス（最適な組合せ）を検討していく。

※2 平成16（2004）年以降の新規申請者数



重点課題1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

▶ 基本施策 1-3 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会の充実

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学習の成果を生かせる環境を整備します。「現代的課題・地域課題」は、時代や地域によって様々であり、解決するのに大変なものも少なくありません。「現代的課題・地域課題」については、単発的な講座だけではなく系統的・体系的な講座を開設し、学んだ成果を地域づくり・まちづくりに生かせるよう進めていきます。

また、平成 28(2016)年 4 月に施行された「障害者差別解消法」及び平成 29(2017)年 4 月 7 日の「特別支援教育の生涯学習化に向けて(文部科学大臣メッセージ)」、「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について(依頼)(29 文科生第 13 号)」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30 年法律第 47 号)」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第 49 号)」を受け、障がい者の生涯にわたる多様な学習活動の充実及びその支援をすることも、生涯学習を進める上で必要となっています。さらに、生活困窮等による学びの困難といったこともみられることから、多様なニーズに応じた生涯学習機会の提供が求められます。

取り組み概要(具体的施策)

1-3-1 現代的課題・地域課題の解決に向けた学習機会の提供

市民が現在、共通して直面している様々な現代的課題・地域課題について、系統的・体系的な学習を積み重ねられるよう講座をより一層充実させていきます。また、社会的包摂、ウェルビーイングの実現に向け、地域コミュニティの基盤を安定させる取り組みとして、生涯学習センターなどで、その課題解決に向けた実践活動に一步踏み出す、地域づくり・まちづくり活動へつながる講座・学習機会を提供します。

1-3-2 ボランティア団体、NPO・市民活動団体が推進する学習活動の支援

ボランティア団体、NPO・市民活動団体などが主催、推進する現代的課題・地域課題にかかわる講座や学習活動を支援します。まず、ボランティア団体、NPO・市民活動団体などが講座や学習活動を実施するにあたって障壁となっている問題を取り除くことを進めます。

1-3-3 多様なニーズを持つ人々に対する生涯学習機会の提供

社会的包摂、ウェルビーイングの実現に向け、市民がいつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる環境の整備に努めていきます。とりわけ、子育て世代、障がい者、経済的理由や家庭の事情により学習支援を必要とする子どもたちなど、「学び」に取り組みにくい、特別に支援が必要な人々の学習環境のサポートをしていきます。

優先して取り組むべき事業

1-3-1 現代的課題・地域課題の解決に向けた学習機会の提供

- ・生涯学習センター、NPO・市民活動団体が協働して地域づくり・まちづくりにつながる講座を開設する仕組みの構築

1-3-2 ボランティア団体、NPO・市民活動団体が推進する学習活動の支援

- ・開催場所の提供及び広報活動の支援の検討

1-3-3 多様なニーズを持つ人々に対する生涯学習機会の提供

- ・「学び」に取り組みにくい人に対する支援体制の充実（託児、手話・要約筆記、学習支援、特別なニーズに対応した学習機会の提供、バリアフリー（ユニバーサルデザイン）など）

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	現代的課題・地域課題の解決につながる講座数	13 講座	15 講座	↑向上
2	市民活動支援事業申請件数	38 件	40 件	→維持
3	支援を必要とする人へのサポート件数／サポート依頼数（対応率）	0 / 0	100%	→維持
4	支援を必要とする人への支援体制予算額（生涯学習担当課）	250,000 円	250,000 円	→維持

重点課題1 現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

▶ 基本施策 1-4 生涯学習情報・相談の充実

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

現代的課題・地域課題にかかわる講座など、市民の学習成果が地域に生かされ、地域づくり・まちづくりにつながることが期待できる学習機会の充実に努めていきます。さらには、生涯学習情報を市民に提供するだけでなく、生涯学習の成果を生かすことのできる地域づくり・まちづくりに関する情報も提供していく必要があります。

現在、生涯学習センターにおいて、センターが実施する講座等の案内、ボランティア活動の情報提供及びボランティア団体の活動支援など、生涯学習とボランティア活動にかかわる相談事業を「生涯学習・ボランティア相談コーナー」で実施しています。また、講師・サークル情報をまとめた「まなバンク」(岐阜市生涯学習・サークル情報システムの名称で、生涯学習センターの指定管理者である(公財)岐阜市教育文化振興事業団が管理している人材リストで講師情報やサークル情報を集約しています。)を活用し、相談・コーディネートなどを行っています。引き続き、生涯学習やボランティア活動、さらには地域づくり・まちづくりに関する様々なニーズに応えるため、生涯学習・ボランティア相談事業の充実に努めていきます。

取り組み概要(具体的施策)

1-4-1 全市的な生涯学習情報提供体制の充実

第3次基本計画策定にあたり実施した平成28(2016)年度のアナケート調査でも、生涯学習の情報源として「広報ぎふ」が最も高い数値(57.9%)でした。また、「インターネット」を情報源としている人の数値(12.3%)が前回から大きく伸びました。引き続き、「広報ぎふ」を中心に適切な生涯学習情報の提供に努めます。

1-4-2「生涯学習によるまちづくり」の啓発

上述のアナケート調査において、「『生涯学習』という言葉を知っていますか」と聞いており、「知っている」が38.24%、「聞いたことがある」が45.07%、「知らない」が15.17%でした。10年前の調査での「知っている」は43.27%で5ポイント低下しました。今後、低下した理由を分析するとともに、生涯にわたって学んだり、体験したりしたことを社会や地域に生かすことにより、ボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動が活性化され、地域づくり・まちづくりが促進されることを引き続き市民に啓発していきます。また、様々な「生涯学習によるまちづ

くり」活動の情報や事例を講座等で提供します。

1-4-3 生涯学習相談事業の充実

生涯学習センターの生涯学習・ボランティア相談事業については、生涯学習センターの講座等の情報だけでなく、他の生涯学習・社会教育施設の講座・施設情報、NPO・市民活動情報、行政や民間企業からの各種補助金・助成金についての情報などを常時収集し、それらの情報を活用した相談事業の充実に努めます。

優先して取り組むべき事業

1-4-1 全市的な生涯学習情報提供体制の充実

- ・「広報ぎふ」及びフリーペーパー等による生涯学習情報の提供の継続実施

1-4-2「生涯学習によるまちづくり」の啓発

- ・生涯学習による地域づくり・まちづくり活動の事例収集と紹介

1-4-3 生涯学習相談事業の充実

- ・生涯学習情報ネットワーク（まなバンク等）の活用による生涯学習相談の充実

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	市民活動支援事業報告会の開催	実施	実施	→維持
2	まなバンク登録講師数	90人	100人	↑向上
3	まなバンク登録サークル数	115件	130件	↑向上
4	まなバンクに関する相談・紹介件数	106件	120件	↑向上
5	ボランティア依頼・コーディネート件数	180件	200件	↑向上
6	生涯学習の認知度（知っている人の割合）※1	38.2%	40%	↑向上
7	生涯学習「長良川大学」の受講者数	124,398人	125,000人	↑向上
8	生涯学習「長良川大学」をまったく知らない人の割合※1	53.1%	40%	↓減少

※1 現状値は、第3次基本計画策定にあたり実施した平成 28（2016）年度「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」の数値

2 生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成

市民が生涯学習の成果を幅広く生かし活用していくことについては、学んだ成果をボランティア活動や、地域社会の発展に生かすなど、社会に貢献する方法があります。一方、個人のキャリア開発、自らの健康・生きがいづくりに生かすなど、個人の生活の向上に生かす方法もあります。

生涯学習の基本は個人の自発的学びにあり、その「学び」や「活動」の中に「生きがい」を見出していくことにあります。こうした観点から、市民のライフステージに応じたキャリア開発や、自らの健康・生きがいづくりに生涯学習の成果を生かすことを行政が支援していくことも重要です。

また、社会の課題が多様化する中で、市民の生活が向上するためには、課題解決に向けた市民の自発的な取り組みが不可欠です。生涯学習で学んだ成果や活動が、現代的課題・地域課題の解決につながるよう、行政が支援することも必要となっています。

市民一人ひとりの生涯学習の成果がボランティア活動、NPO・市民活動団体や地域団体の活動などに生かされ、各種の地域づくり・まちづくりの活動にまで高まっていくような仕組みや環境づくりが求められています。そのため、地域で生涯学習や地域づくり・まちづくりの活動の推進役、あるいは調整役となる市民講師やコーディネーターの育成に引き続き取り組みます。

さらに、市民講師やコーディネーターがそれぞれの能力や特性を生かし、学習や活動のニーズを持った人々を支援していく中間支援機能を発揮できるような環境整備に努めます。

ボランティア活動やNPO・市民活動は、個人の自発的意思に基づき、その技能、時間等を進んで他者のために提供し、社会に貢献しようとする活動であると同時に、こうした活動が自分自身を成長させることになる活動でもあり、自分自身のために行われる活動という面も持っています。とすれば、ボランティア活動が自分自身の成長のために行われたとしても、それが社会的な活動である限りは、他者や社会に対する責任を負うものなのであり、社会の発展にとって有意義だといえます。

こうした責任を自覚して行われるボランティア活動やNPO・市民活動が広がっていくことで、市民の自発的・主体的な社会参加意識を高め、市民がともに手を取り合う地域づくり・まちづくりにつながることに大きな意義があります。

重点課題 2 生涯学習の成果が活かされる仕組みの形成

▶ 基本施策 2-1 「生涯学習によるまちづくり」の支援とその推進役の育成

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

市民のライフスタイルが多様化して、現代的課題・地域課題の複雑化が一層進み、行政だけではきめ細やかなサービスを提供することが困難になってきております。市民一人ひとりの尊厳や意思決定等を相互に尊重し、市民が互いに支え合い、協力し合い課題を解決することが求められています。

このような社会状況を踏まえ、個人やボランティア団体、NPO・市民活動団体が現代的課題・地域課題の解決や社会の形成に主体的に参画し、協力し合うことが必要となっています。「生涯学習によるまちづくり」を進めるため、市民の高い社会参加意識のもと、ともに支え合うために、行政は市民が自ら学ぶ姿勢を大切にしながら、市民の学習が地域づくり・まちづくりに活かされる取り組みを効果的に支援していきます。

取り組み概要(具体的施策)

2-1-1 市民講師の育成・活用

市民が仕事やボランティア活動を通して、さらには講座・教室などを受講することで、経験したり、学んだりしたことを周りの市民に講師として伝えていくことができる仕組みを作ることが必要です。

平成 11 (1999) 年度に開設された「市民自主講座」は本市に定着し、第 3 次基本計画策定時の平成 29 (2017) 年度は、38 講座が開講されました。生涯学習センターだけでなくコミュニティセンターや公民館などで講座が行われています。引き続き、このような市民講師の育成を進めていきます。

2-1-2 施設ボランティアなどの育成・活用

市民の生涯学習の成果の活用が図られ、周囲の市民の生涯学習を支える生涯学習・社会教育施設ボランティアの育成を積極的に進めていきます。また、施設ボランティアを対象とした講座の実施も検討します。同時に、生涯学習・社会教育施設の施設ボランティア受け入れ態勢を整備し、施設ボランティアが活躍できる環境づくりに努めます。

2-1-3 ボランティア活動、NPO・市民活動などの成果を生かす場・機会に関する研究

それぞれの地域で、生涯学習を地域づくり・まちづくりにつなげようとしている個人、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体などが活動の成果を生かすことができる場・機会を創出するよう研究に努めます。

2-1-4 生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かす中間支援機能の充実

個人や各種団体が生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かす活動を進める中で、様々な問題や課題が生まれます。このような問題や課題を解決し、地域づくり・まちづくり活動をさらに進めていくために、個人や各種団体にノウハウや情報を提供し、アドバイスを与え、問題や課題を解決するための学習機会を提供する中間支援組織の機能の充実に努めます。その中間支援組織の中心的役割を現在「市民活動交流センター」及び「岐阜市まちづくりサポートセンター」が担っていますが、今後はそれをさらに発展させます。

2-1-5 生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネーター

生涯学習・社会教育施設は、市民の生涯学習の成果をボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動などに生かし、地域づくり・まちづくりにつなげていくコーディネーター機能を積極的に果たしていく必要があります。

そのため、施設職員は、より一層の資質・能力の向上に努め、市民講師等の自らの生涯学習の成果を地域に生かしていこうとする意欲を持った市民を地域づくり・まちづくりの活動へといざない、地域の担い手として育成するよう努めます。

2-1-6「まちづくり協議会」設立の促進と活性化

「生涯学習によるまちづくり」の到達点の1つとして、「まちづくり協議会」での活動が挙げられます。市民の皆さんに地域づくり・まちづくりに関する意識の啓発を行い、地域づくり・まちづくりに関する講座の開設、情報提供、学びのコーディネーター等を実施し、「まちづくり協議会」及びその設立を支援します。

優先して取り組むべき事業

2-1-1 市民講師の育成・活用

- ・市民講師の活躍の場の拡充

2-1-2 施設ボランティアなどの育成・活用

- ・生涯学習・社会教育施設における施設ボランティアの活用

2-1-3 ボランティア活動、NPO・市民活動などの成果を生かす場・機会に関する研究

- ・①生涯学習の成果をボランティア活動、NPO・市民活動に生かしている団体の積極的な顕彰
- ・②市民活動支援事業助成団体への発表の場の提供など市民活動の支援のあり方の検討

2-1-4 生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かす中間支援機能の充実

- ・市民活動交流センターの機能充実と他の中間支援施設（生涯学習センターの生涯学習・ボランティア相談コーナー、岐阜市まちづくりサポートセンター、岐阜市社会福祉協議会の岐阜市ボランティアセンター等）との連携強化

2-1-5 生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネート

- ・シビックプライド講座の開講

2-1-6「まちづくり協議会」設立の促進と活性化

- ・生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かそうとする「まちづくり協議会」の新たな推進役の育成

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	市民自主講座の開講数※1	38 講座	50 講座	↑向上
2	市民自主講座の開講率	74.1%	80%	↑向上
3	「長良川大学」市民講師養成講座受講者数	—	延べ 80 人	↑向上
4	「長良川大学」市民講師養成講座受講後、市民講師として活動（まなバンク登録含む）した割合	—	50%	↑向上
5	施設ボランティア活用施設数※2	8 施設	8 施設	→維持
6	「長良川大学」地域力創造学部講座受講者数	—	延べ 100 人	↑向上
7	「長良川大学」地域力創造学部講座により、まちづくり活動への意欲が向上した割合	—	50%	↑向上
8	市民活動支援事業申請件数（再掲）	38 件	40 件	→維持
9	まちづくり協議会の設立数（全 50 地区）	35/50	50/50	↑向上

※1 現状値は、平成 29（2017）年度の数値

※2 「生涯学習センター」、「図書館」、「歴史博物館」、「科学館」、「ドリームシアター岐阜」、「少年自然の家」、「文化センター」、「市民会館」の生涯学習・社会教育施設における数字

重点課題 2 生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成

▶ 基本施策 2-2 生涯活躍できる仕組みづくり

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

令和 3 年度に生涯学習「長良川大学」の学部を再編し、市民が地域の魅力を発見し、まちづくりを進めるよう、シビックプライドを醸成する「地域力創造学部」を創設するなど、生涯学習で学んだ成果を地域のまちづくり活動を通して社会に還元する仕組みの構築に努めています。

誰もが一生涯、いきいきと暮らせるような「生涯活躍社会」を目指すため、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」など、市民が生涯活躍できる場・機会を創出し、市民の多様な「生きがい」を求めるニーズにも対応していきます。

取り組み概要(具体的施策)

2-2-1 生涯活躍できる場・機会の創出

「地域力創造学部」の講座で学んだ成果を活かすため、「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」など生涯活躍できる場・機会を創出していきます。

2-1-5 生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネート(再掲)

生涯学習・社会教育施設は、市民の生涯学習の成果をボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動などに生かし、地域づくり・まちづくりにつなげていくコーディネート機能を積極的に果たしていく必要があります。

そのため、施設職員は、より一層の資質・能力の向上に努め、市民講師等の自らの生涯学習の成果を地域に生かしていこうとする意欲を持った市民を地域づくり・まちづくりの活動へといざない、地域の担い手として育成するよう努めます。

2-1-6 「まちづくり協議会」設立の促進と活性化(再掲)

「生涯学習によるまちづくり」の到達点の 1 つとして、「まちづくり協議会」での活動が挙げられます。市民の皆さんに地域づくり・まちづくりに関する意識の啓発を行い、地域づくり・まちづくりに関する講座の開設、情報提供、学びのコーディネート等を実施し、「まちづくり協議会」及びその設立を支援します。

優先して取り組むべき事業

2-2-1 生涯活躍できる場・機会の創出

- ・「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」など、人材活用の場・機会としての地域づくり・まちづくり活動へのいざない

2-1-5 生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネート(再掲)

- ・シビックプライド講座の開講(再掲)

2-1-6 「まちづくり協議会」設立の促進と活性化(再掲)

- ・生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かそうとする「まちづくり協議会」の新たな推進役の育成(再掲)

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	「長良川大学」地域力創造学部講座受講者数(再掲)	—	延べ100人	↑向上
2	「長良川大学」地域力創造学部講座により、まちづくり活動への意欲が向上した割合(再掲)	—	50%	↑向上
3	まちづくり協議会の設立数(全50地区)(再掲)	35/50	50/50	↑向上

重点課題 2 生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成

▶ 基本施策 2-3 生涯活躍するための個人のキャリア開発に関する学習の支援

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

本市では、個人のキャリア開発、社会人の学び直しを支援するため、様々な事業を行っています。人生100年時代を踏まえ、今までの、「教育」「勤労」「引退」という3つのステージから、様々なことが起こり、多くのステージを経験するマルチステージへの移行がうたわれており注、さまざまなステージでの学び直しが重要になっています。中央図書館と分館でビジネス支援セミナーを開催して、生涯活躍するためのサポート事業へ導き、さらに「相談窓口」を設けて、専門家のアドバイスと司書による図書館資料の紹介で具体的なサポートも行っています。また、生涯学習・女性センターにおいても民間事業者等による「キャリア開発」講座が開催されています。このような個人のキャリア開発の取り組みについても、生涯学習・女性センター及び各担当部局と連携し、学習機会のさらなる拡充・情報提供を図ることが必要となっています。

注：リンダ グラットン、アンドリュー スコット（2016）『LIFE SHIFT（ライフ シフト）—100年時代の人生戦略』（池村千秋訳）東洋経済新報社

取り組み概要(具体的施策)

2-3-1 個人のキャリア開発及び社会人の学び直しに関する学習の支援と情報提供

個人のキャリア開発及び社会人の学び直しを支援する講座等の取り組みについて、市の講座はもとより、国・県の関係機関、大学、商工会議所、民間教育事業者等と連携して、学習・教育機会情報のより一層の拡充に努めます。

優先して取り組むべき事業

2-3-1 個人のキャリア開発及び社会人の学び直しに関する学習の支援と情報提供

- ・①仕事に生かせる市及び商工会議所等のセミナーや民間事業者等が開催する「キャリア開発」講座の把握と情報提供
- ②リカレント教育の推進・拡充

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	「ビジネスチャレンジ支援相談窓口」相談件数	48 件	65 件	↑向上
2	生涯学習・女性センターで提供する「キャリア開発」講座の情報件数	30 件	35 件	↑向上
3	「長良川大学」一般教養学部リカレント課程の受講者数	7,176 人	8,000 人	↑向上

重点課題 2 生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成

▶ 基本施策 2-4 生涯学習による健康・生きがいづくりの支援

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

地域で趣味やスポーツの活動、文化芸術活動など「個人の需要を充足する生涯学習」を今後もより一層盛んに行うことで、市民の間に連帯感や「絆(きずな)」が生まれ、地域型コミュニティ(自治会、町内会といった地縁型団体の活動・取り組みを核とした同じ生活圏域で居住する住民の間で作られるコミュニティ)及び目的型コミュニティ(各種クラブ・サークルや市民活動団体、必ずしも地理的な境界にとらわれない、特定のテーマ・目的の下に有志が集まって形成されるコミュニティ)が形成されることが期待されます。

「生涯学習によるまちづくり」と並行して、今後も引き続き「個人の需要を充足する生涯学習」である市民の健康・生きがいづくり活動の支援を進めていきます。とりわけ、中高年齢者は、「体が健康であること」、また「心も健康であること」が、様々な活動を行う前提であることを考慮して、積極的に支援します。

取り組み概要(具体的施策)

2-4-1 生涯学習・社会教育施設における健康・生きがいづくり講座の支援及びクラブ・

サークル活動の支援

コミュニティセンターや公民館など各施設を活動の場としているクラブ・サークルに、日頃の学習や活動の成果を発表する機会を提供したり、「サークル活動の体験会」などを実施して、新規会員の拡大を図るなど活動を支援します。また、クラブ・サークル員が、活動で得られた知識・技能を地域の人々に広めていくことで、新たなクラブ・サークル活動の促進を図ります。

2-4-2 民間事業者が実施する趣味・教養及び健康・生きがいづくり講座に関する情報

収集と連携策の検討

行政が行う趣味・教養及び健康・生きがいづくり講座だけでは、市民のニーズを満たすことは難しいのが現実です。民間事業者が実施する講座情報を行政が提供することについては難しい問題も伴います。情報収集と連携手法の検討に努めます。

2-4-3 中高年齢者の地域参加と生きがいづくりの支援

中高年齢者の方々が、これまでの人生で積み上げられてきた知識・技能を生かし

て、地域活動に参加できる仕組みづくりを進め、生きがいを持って暮らせるように支援していきます。

優先して取り組むべき事業

- 2-4-1 生涯学習・社会教育施設における健康・生きがいづくり講座の支援及びクラブ・サークル活動の支援
- ・自主的なスポーツ・健康系のクラブ・サークルの活動を PR する体験講座等の開講の促進
- 2-4-2 民間事業者が実施する趣味・教養及び健康・生きがいづくり講座に関する情報収集と連携策の検討
- ・民間事業者の学習情報の提供のあり方に関する研究
- 2-4-3 中高年齢者の地域参加と生きがいづくりの支援
- ・仕事や生活で得られた知識や経験を地域に還元していく事業の拡充

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	コミュニティセンターで活動するクラブ・サークルを PR する体験講座の開催数	17 件	20 件	↑向上
2	上記講座の開催により、クラブ・サークルへの新規参加者数	52 人	60 人	↑向上
3	市民自主講座の開講数（再掲）※1	38 講座	50 講座	↑向上
4	市民自主講座の開設希望者数	58 人	60 人	↑向上

※1 現状値は、平成 29（2017）年度の数値

3 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化

本市には、市域やその周辺の住民を対象として生涯学習機能を発揮する生涯学習センター、図書館、歴史博物館、市民会館・文化センター、科学館、ドリームシアター岐阜、青少年会館、少年自然の家、体育館などの施設があります。また、その他に8つのブロックごとに設置され、市民のクラブ・サークル活動の拠点となっているコミュニティセンター、50の地区ごとに設置され、社会教育事業、地域団体活動及びクラブ・サークル活動の拠点となっている公民館があります。こうした市域全体、地域（ブロック）、地区を利用圏域として想定している各生涯学習・社会教育施設のあり方の見直しを進め、その相互の役割分担を明確にし、各施設のネットワーク化を進めていく必要があります。

特に、生涯学習拠点施設としての生涯学習センターは、「生涯学習によるまちづくり」のための人材養成などの機能を一層強化していく必要があります。また、コミュニティセンターは、クラブ・サークル等に対する貸し館機能が中心となっており、これまで講座の開催等はあまり見られませんでした。しかし、今後は「生涯学習によるまちづくり」を行う地域の市民交流拠点施設として、市民講師等の活用を図りながら、現代的課題・地域課題にかかわる講座を開設するなど、生涯学習事業を進めていく必要があります。

公民館は、地区の社会教育事業・活動の拠点としての機能を強化し、現代的課題・地域課題にかかわる学習・教育機会、地域づくり・まちづくりにかかわる学習・教育機会を充実することで、「生涯学習によるまちづくり」の活動を実践するきっかけが得られる場となっていくことが求められます。このことによって、学習成果を生かす場が広がり、生涯学習を行う市民に達成感や充実感が生まれ、これまで行われてきた公民館講座等の社会教育事業のさらなる活性化が期待できます。

市民活動交流センターは、地域づくり・まちづくり、ボランティア、NPO・市民活動へと一歩を踏み出した人たちを支援します。「生涯学習によるまちづくり」を進めるためにも、上述した生涯学習施設と市民活動交流センターの連携は、必要不可欠なものです。生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館とのネットワーク化を柱に、それぞれの施設間のより一層の連携を図ることも必要です。それぞれのライフステージにおける学習の支援を目的に設置されている施設を含めて、市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる施設のネットワーク化を進めます。同時に各施設において市民の生涯学習の成果が活用されるような仕組みの整備も進めていきます。

上述してきた生涯学習施設が、近い将来、耐用年数を超え、大規模改修や建替えを強いられることが予想されます。財政的に厳しく、施設すべてを維持することは困難と想定されるだけでなく、人口の減少等による稼働率の低下等から施設の必要性も変化すると想定されます。施設の更新・長寿命化などを計画的に行うなど、施設の最適な配置を進めることが今後必要となります。公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを最適な形で進められるように検討していきます。

重点課題3 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化

▶ 基本施策 3-1 生涯学習・社会教育施設の機能向上と市民活動交流センターとの連携強化

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

本市には、全市的な生涯学習拠点施設の役割を果たしている生涯学習センター、8つの地域に設置され、市民のクラブ・サークル活動等の場を提供する市民交流施設の役割を果たしているコミュニティセンター、50の地区ごとに社会教育事業を行うことで社会教育施設の役割を果たすとともに、地域団体やクラブ・サークルに活動の場を提供し、市民交流施設としての役割も果たしている公民館があります。これらの生涯学習・社会教育施設は、設置目的や期待される役割に違いがありますが、相互の協力・連携が十分とは言えない現状において、問題・課題も生まれています。

また、平成27(2015)年7月に開館した「みんなの森 ぎふメディアコスモス」にある「市民活動交流センター」は、市民活動を「知る」「楽しむ」「支える」「育てる」「創造する」という5つの基本的な機能を有する「協働のまちづくりの推進拠点」として市民活動をより発展させ、市民活力を高めていくための取り組みを推進しています。

今後は、これらの施設の役割を踏まえ、施設間の連携、ネットワーク化を図り、それぞれの施設の生涯学習機能の向上に努めていきます。

取り組み概要(具体的施策)

3-1-1 生涯学習センターの生涯学習拠点施設としての機能向上

生涯学習センターは、多彩な講座を開催するだけでなく、「生涯学習・ボランティア相談コーナー」を設置して、生涯学習情報の提供と学習相談にかかわる事業を行い、本市の生涯学習拠点施設としての役割を果たしています。さらに、拠点施設として、全市レベルの広域的な生涯学習の機会と情報の提供に努めます。

3-1-2 コミュニティセンターの生涯学習施設としての機能向上

コミュニティセンターは、クラブ・サークルを結成し、生涯学習を行う市民に活動の場を提供することで、市民交流施設としてだけでなく生涯学習施設としての機能も持っています。今後も引き続き、生涯学習施設として、機能を向上していきます。

3-1-3 地域住民に最も身近な学習施設としての公民館の機能向上

市内 50 地区に設置されている公民館は、地域住民に最も身近な施設として親しまれています。地域住民のニーズに応じて気軽に参加することができる学習・教育の場である公民館の利点を生かしていくとともに、学校教育や学校外活動の場、地域づくり・まちづくりの場としての協力・連携を強めていくことで、社会教育施設としての機能を向上させることが期待されます。

3-1-4 生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館と市民活動交流センターの連携による機能の向上・ネットワーク化

生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館及び市民活動交流センターのネットワーク化を推進していきます。「生涯学習によるまちづくり」を進めていくために施設間の連携・ネットワークを強化する必要があります。

優先して取り組むべき事業

3-1-1 生涯学習センターの生涯学習拠点施設としての機能向上

- ・全市レベルの広域的な生涯学習情報提供に資する生涯学習情報コーナーの機能強化

3-1-2 コミュニティセンターの生涯学習施設としての機能向上

- ・①生涯学習センターのノウハウをコミュニティセンター主催の講座や講演会に生かせるよう連携強化
- ②ICT 活用による機能向上

3-1-3 地域住民に最も身近な学習施設としての公民館の機能向上

- ・社会教育関係団体・地域団体との連携・協働による公民館の機能向上

3-1-4 生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館と市民活動交流センターの連携による機能の向上・ネットワーク化

- ・①ボランティアに関する全市的な窓口のワンストップ化
- ②生涯学習・社会教育施設から市民活動交流センターへの「生涯学習によるまちづくり」にかかわる人材情報の提供

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	まなバンクに関する相談・紹介件数（再掲）	106 件	120 件	↑向上
2	コミュニティセンター8 館の主催講座・講演会・イベント実施館数	8 館	8 館	→維持
3	コミュニティセンターへのオンライン設備導入割合	—	100%	→維持
4	コミュニティセンターのオンライン設備利用者の満足度	—	80%	↑向上
5	公民館 50 館の主催講座数	671 講座	670 講座	→維持

重点課題3 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化

▶ 基本施策 3-2 地域づくり・まちづくりを進める生涯学習・社会教育施設及び 関連施設の生涯学習機能の充実

施策実施に向けた考え方(現状・課題)

本市には、図書館、歴史博物館、市民会館・文化センター、科学館、ドリームシアター岐阜、青少年会館、少年自然の家、体育館などの施設があります。これらは、市域やその周辺の住民を対象にそれぞれの設置目的に応じた機能・役割を果たしている生涯学習・社会教育施設です。「生涯学習によるまちづくり」を推進していくという観点から、それぞれの施設の特徴を生かしながら、地域づくり・まちづくりを支援する事業を進めています。また、老人福祉センターや児童館・児童センターが各地域に配置され、高齢者や児童の福祉増進に努めるとともに、講座の開催やクラブ・サークル活動の支援など生涯学習関連施設としての機能を果たしています。これらの関連施設の生涯学習機能の充実に努めます。

取り組み概要(具体的施策)

3-2-1 図書館の特徴を生かした地域づくり・まちづくり資料の系統的・体系的な提供

平成27(2015)年7月に「みんなの森 ぎふメディアコスモス」2階に中央図書館が開館しました。地域づくり・まちづくりを進める市民が、その活動にかかわる情報を参照したり、系統的に収集することができるよう整備し、地域の課題に応じた資料を提供していきます。

3-2-2 歴史博物館の専門性を生かした地域づくり・まちづくりの支援

市民が地域の歴史を学習していく過程で、自らの地域に愛着がわき、地域づくり・まちづくりのきっかけになることがあります。歴史博物館の専門性を生かし、市民の地域づくり・まちづくり活動の取り組みを支援していきます。

3-2-3 市民会館・文化センターを拠点とした文化芸術による地域づくり・まちづくりの支援

市民自らが楽しむ文化芸術活動と市民自らが行う生涯学習活動は重なり合います。この点からも文化芸術推進施策と生涯学習振興施策の連携を進め、市民の文化芸術活動を促進します。このような連携の中で、文化芸術活動にかかわる情報を生涯学習施設へ広げていきます。

3-2-4 青少年施設における体験活動の充実

本市では、青少年の健全育成に力を入れ、青少年会館を5館設置し、その他青少年の野外活動、文化活動を支援する少年自然の家、ドリームシアター岐阜を設置しています。

今後も地域と学校との連携を図るほか、学校・地域と青少年をつなぐ事業を実施し、青少年がいきいきと育つ環境整備を行います。

3-2-5 スポーツ施設の健康づくり機能の向上

本市では、体育館、屋外運動場などのスポーツ施設を整備し、市民のスポーツの充実に努めています。体育館では、スポーツやレクリエーションの講座が実施されています。市民がスポーツをすることで自らの楽しみを見つけるとともに、仲間が増え、喜びを共有することによって、生きがいを見つけることができます。このような生涯スポーツを通じて市民の健康づくりや体力の向上を支援していきます。

3-2-6 老人福祉センター、児童館・児童センターなど福祉施設の生涯学習機能の充実

老人福祉センターの講座やクラブ・サークル活動の充実を図るとともに、児童館・児童センターにおいて子育てサークル等の活動を支援し、福祉施設の生涯学習機能の充実を図ります。

優先して取り組むべき事業

3-2-1 図書館の特徴を生かした地域づくり・まちづくり資料の系統的・体系的な提供

- ①生涯学習・社会教育施設との連携の強化による、中央図書館、分館、各図書室の「生涯学習によるまちづくり」にかかる情報拠点化
- ②地域資料を配した地域情報コーナーの設置

3-2-2 歴史博物館の専門性を生かした地域づくり・まちづくりの支援

- 歴史博物館の「生涯学習によるまちづくり」の拠点施設としての機能の充実

3-2-3 市民会館・文化センターを拠点とした文化芸術による地域づくり・まちづくりの支援

- 市民会館・文化センターによるアウトリーチ事業の充実

3-2-4 青少年施設における体験活動の充実

- 青少年施設における「青少年のための地域ボランティア講座」や「自然体験活動事業」等の拡充並びに青少年健全育成のための体験的な学習プログラムの充実と教育施設・機関との連携強化

3-2-5 スポーツ施設の健康づくり機能の向上

- ・体育館、プラザ掛洞、リフレ芥見、その他運動場などのスポーツ施設において開催される講座情報の生涯学習「長良川大学」ガイドブックによる継続的な発信

3-2-6 老人福祉センター、児童館・児童センターなど福祉施設の生涯学習機能の充実

- ・老人福祉センターや児童館・児童センター等におけるボランティア、市民講師などの活用方策の研究

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	中央図書館にある地域情報コーナーの設置・資料の点数	36,280 点	42,000 点	↑向上
2	まちなか博士サポート講座の開催	実施	実施	→維持
3	文化会館（市民会館・文化センター）によるアウトリーチ事業の実施回数	—	3 回	↑向上
4	青少年のための地域ボランティア講座 開催数	6 講座	6 講座	→維持
5	生涯学習「長良川大学」のスポーツ施設の講座数※1	134 講座	150 講座	↑向上
6	生涯学習「長良川大学」のスポーツ施設の講座受講者数※1	9,190 人	10,000 人	↑向上
7	老人福祉センターや児童館・児童センター等へのボランティア等のマッチング件数（生涯学習センター生涯学習・ボランティア相談コーナー）	76 件	90 件	↑向上

※1 「体育館」、「プラザ掛洞」、「リフレ芥見」における数字

重点課題 3 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化

▶ 基本施策 3-3 生涯学習施設のマネジメントの方向性確立

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

本市では、生涯学習施設を昭和 50 年代から整備してきました。これらの施設が、近い将来、耐用年数を迎え、大規模改修や建替えをしなければならなくなります。財政的に厳しい状況にあり、すべての施設を維持していくことは困難になると予測しています。また、人口の減少及び少子高齢化がさらに進む見通しであり、稼働率の低下等によって施設の必要性も変化してくると思われます。

このような背景の中、将来の人口規模や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するためには、施設の更新・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の最適な配置をすすめることが必要となります。

平成 26 (2014) 年 4 月に総務省から地方公共団体に対し、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」策定要請があり、市が公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持ち、これらの課題に対応するため、「岐阜市公共施設等総合管理計画」[平成 29 (2017) 年 3 月] を策定しました。これを踏まえて、公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していきます。

生涯学習施設についても、それぞれの施設で「総合管理計画」を策定することとしており、施設の必要性の検討も踏まえ、施設の更新・長寿命化への取り組みまで、計画的に進めていきます。運営管理方法についても並行して、適正な手法を研究し、最適な形で施設管理が進められるように検討していきます。

取り組み概要(具体的施策)

3-3-1 生涯学習施設の運営管理方法の検討

生涯学習施設の運営・管理について、指定管理者制度のメリット・デメリットの洗い出しを踏まえて、経費削減の観点からだけではなく、施設において実施される事業が、利用者にとどのような学習効果をもたらしたのか検証しながら、運営管理の手法を検討します。

3-3-2 生涯学習施設の維持管理方法の検討

維持管理は、今後も施設管理をしていく上で避けては通れない課題です。できる限り、効果的かつ効率的に修繕を行えるように、維持管理方法に関する情報収集や他部局との情報交換を行いながら、最適な方法で維持管理を行えるよう努めます。

3-3-3 生涯学習施設の更新等計画策定の検討

更新・長寿命化計画については、施設ごとに策定することが望ましいことから、各施設に合った更新等計画の策定を進めます。

優先して取り組むべき事業

3-3-1 生涯学習施設の運営管理方法の検討

- ・施設運営方法の再検討・見直し

3-3-2 生涯学習施設の維持管理方法の検討

- ・効果的、効率的な維持管理計画（修繕計画）の策定

3-3-3 生涯学習施設の更新等計画策定の検討

- ・効果的、効率的な更新・長寿命化計画の策定

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	公共施設が利用しやすいまちと思う人の割合（そう思う、どちらかといえばそう思う）（市民意識調査）	42.0%	45%	↑向上
2	生涯学習が取り組みやすいまちと思う人の割合（そう思う、どちらかといえばそう思う）（市民意識調査）	31.6%	35%	↑向上
3	個別施設計画の策定割合	—	100%	→維持

その他の課題

▶ その他 1 総合(ネットワーク型)行政として生涯学習振興施策を進めるための 関係機関の連携

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

本市の生涯学習振興施策は、平成2(1990)年度以来、教育委員会社会教育課が担当していましたが、平成5(1993)年7月から、総合行政の観点に立って市長部局が担当となり、現在では市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課が担っています。他方、教育委員会では社会・青少年教育課が社会教育振興を担っています。生涯学習振興施策と社会教育振興施策という重なり合う部分の多い施策が、市長部局と教育委員会で分かれて担われているのです。

特に公民館、図書館、歴史博物館、科学館等の社会教育施設が教育委員会所管の施設として管理・運営されるべきことが社会教育法等の法令に規定され、社会教育施設を中心に進められている社会教育振興施策は、教育委員会の所管とされてきました。(令和2(2020)年度から、公民館、図書館、歴史博物館は市長部局へ移管)

一方で、生涯学習振興施策が市長部局の所管事務とされている最大の理由は、教育行政の枠を超えた全庁的な総合行政の観点から生涯学習振興施策を進めるのが最も効果的であるとされたからです。例えば、各部局が所管する諸施設で開催されていた講座を、所管の違いを超えライフステージ別に体系化して提供しようとする生涯学習「長良川大学」が、平成8(1996)年度に開設されました。また、庁内各部局の職員が市民の要望に基づいて講師になり、市民のもとへ出向き行政的課題等を中心にした講座を開催する「出前講座」を開催しています。平成11(1999)年度からは、自らの体験や技術、知識を広めたいという意欲のある市民が自主的に講師になって開講していく「市民自主講座」を開設し、様々な分野の講座が生涯学習センター、コミュニティセンター、ドリームシアター岐阜、公民館など、施設の所管の違いを超えて開催されています。

「岐阜市住民自治基本条例」[平成19(2007)年4月施行]において、市の責務として「市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努めること。」とされていることを考慮すれば、市民協働推進部に置かれた男女共生・生涯学習推進課が「協働のまちづくり」事業との連携を図りつつ、「生涯学習によるまちづくり」の観点から、生涯学習振興施策を積極的に進めていかなければなりません。これからの生涯学習振興行政は、総合的かつ継続的に「協働のまちづくり」を推進していくために庁内に設置されている「市民との協働推進本部」とも連携し、総合行政として推進していきます。

取り組み概要(具体的施策)

その他 1-1 生涯学習振興行政と社会教育振興行政の連携の検討

市長部局が企画・立案した「第3次岐阜市生涯学習基本計画」と教育委員会が企画・立案した「岐阜市教育振興基本計画」との調整を図り、市長部局による生涯学習振興行政と教育委員会による社会教育行政の連携をより強化するよう検討します。

その他 1-2 各部所管の生涯学習・社会教育関連施設間の連携の推進

生涯学習センター、コミュニティセンターなどの市長部局の所管施設と、公民館、青少年会館、体育館など教育委員会所管施設について、設置目的の違いを明確にしつつも、各施設間の連携を緊密化して相互補完的に生涯学習・社会教育振興の役割を遂行していくことのできる体制を進めます。

その他 1-3 ネットワーク型行政による「生涯学習によるまちづくり」の推進

現代的課題・地域課題についての学習機会を市民に幅広く提供できるよう、生涯学習による地域づくり・まちづくりと関連が深い各部局の施策テーマを十分に把握し、連携した講座等が実施できるよう検討します。また、引き続き、各部局の施策テーマを「出前講座」として積極的にメニュー化するよう働きかけます。

優先して取り組むべき事業

その他 1-1 生涯学習振興行政と社会教育振興行政の連携の検討

- ・市民協働推進部において実施されている生涯学習振興施策と教育委員会で実施されている社会教育振興施策の目的の共有化・明確化と連携

その他 1-2 各部所管の生涯学習・社会教育関連施設間の連携の推進

- ・生涯学習・社会教育施設及び関連施設間の連携手法の研究

その他 1-3 ネットワーク型行政による「生涯学習によるまちづくり」の推進

- ・岐阜市住民自治推進審議会などの動向を踏まえ、岐阜市全体における「生涯学習によるまちづくり」の推進

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	生涯学習に取り組んでいる人の割合（取り組んでいる、どちらかといえば取り組んでいる）（市民意識調査）	37.3%	40%	↑向上

その他の課題

▶ その他 2 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興

施策実施に向けた考え方(現状と課題)

第3次基本計画策定にあたり実施した平成28(2016)年度アンケート調査では「あなたが生涯学習に取り組もうとする際、どのようなことが妨げになっていますか」という趣旨の設問を設定し、生涯学習の阻害要因を尋ねました。その結果、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」と回答した方が44.99%(複数回答可)と一番多く、その傾向は、18才から59才で特に顕著でした(18~29才:54.21%、30~39才:73.76%、40~49才:71.49%、50~59才:60.65% 複数回答可)。市民が仕事や家事に従事しながら、講座を受講したり、ボランティア活動や地域づくり・まちづくりの活動を積極的に行うために、仕事と家庭生活・地域生活など様々な活動を自身に合ったバランスで展開できる「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を実現するため、意識啓発や環境づくりを行っていきます。

取り組み概要(具体的施策)

その他 2-1 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の取り組みの推進

市民一人ひとりのライフスタイルの見直しを進め、心豊かに暮らしていくことが可能な「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座等の充実を図ります。

優先して取り組むべき事業

その他 2-1 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の取り組みの推進

- ・生涯学習センター、女性センターによるワーク・ライフ・バランスに関する講演会やワークショップ等の学習機会の提供

数値指標の目指す方向

	目標の達成をはかる指標	現状値 (2016)	目標値 (2026)	目指す 方向
1	ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催件数	3件	5件	↑向上

資料編

目次

1	第3次岐阜市生涯学習基本計画策定までの経緯	45
2	生涯学習・社会教育にかかわる主な国の動向	54
3	第3次岐阜市生涯学習基本計画の用語解説	63
4	岐阜市民の「生涯学習」を進めるためのアンケート調査 及び調査概要	68
5	岐阜市民生涯学習推進協議会規則	88

1 第3次岐阜市生涯学習基本計画策定までの経緯

1-1 第1次岐阜市生涯学習基本計画の策定

岐阜市においては、平成5年3月に「岐阜市生涯学習基本構想」（以下、「基本構想」）を定め、市民の生涯学習を振興していくための長期計画づくりに着手しました。この「基本構想」では、「生涯学習は、それぞれのライフステージに応じて、生活の向上や健康の保持、職業能力の向上などのために、学びたいことを学ぶことで、常によりよい生活を築き、社会生活を充実させていこうとする『生き方』を身につけることであります。」として、「個人の需要を充足する生涯学習」を振興していくことを生涯学習振興施策の基本であるとしながらも、「社会の変化が急激に進んでいます。科学技術の発展に伴う仕事や日常生活の変化ばかりでなく、高齢化、国際化の進行やコミュニティの変質、地球規模の環境の破壊など、人々の生活する環境のさまざまな領域で変化が進んでいます。これらの変化に対応するためには、行政施策だけでなく、市民が主体的に変化に対応する生き方が求められています。生涯学習の推進の中で、（中略）このような『現代的課題』ともいえる問題についてはその学習機会を積極的に充実するとともに、市民が自発的に学ぶような啓発を進めます。」として、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」すなわち「社会の要請に応じた生涯学習」を振興する必要があるともされていました。

このような生涯学習の捉え方に基づき、「基本構想」では、「生涯学習推進の基本方針」として、「1 市民主体の生涯学習を推進します」、「2 岐阜市の特徴を生かす推進をします」、「3 地域づくりの一環として推進します」、「4 現代的課題に対応して推進します」、「5 ボランティア活動を支援・促進します」の5項目が設定されています。この「推進の基本方針」には、「3 地域づくりの一環として推進します」、「4 現代的課題に対応して推進します」、「5 ボランティア活動を支援・促進します」の3項目が設定されていたことによく示されているように、今後の生涯学習振興施策では、今日の社会が直面している現代的課題ともいわれる諸問題の学習に市民が取り組んでいくとともに、そうした生涯学習によって得られた経験や知識・技能等の成果を周囲の人々や地域社会に還元し、「ボランティア活動」や「地域づくり」の活動に生かしていくことが必要であるとされていました。すなわち、「個人の需要を充足する生涯学習」の振興にとどまらず、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するということに重点がおかれた「基本方針」が打ち出されていたわけです。

しかし、そうした「推進の基本方針」をふまえて設定されたはずの「推進の基本方針」では、「1 生涯学習について理解を深める」、「2 生涯学習の情報を提供する」、「3 学習機会の充実を図る」、「4 指導者・リーダーを育成する」、「5 生涯学習施設の整備・充実をする」、「6 生涯学習センターを整備する」、「7 学習成果の評価と社会還元を図る」、「8 生涯学習推進組織を整備する」という8項目が挙げられるにとどまっています。「現代的課題の学習機会の充実」や「ボランティア活動の育成・促進」という内容を含んだ「3 学習機会の充実を図る」という項目や、「7 学習成果の評価と社会還元を図る」という項目を除けば、「個人の需要を充足する生涯学習」を振興す

るという従来型の生涯学習振興施策でみられたような「方策」が挙げられるにとどまり、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するという新たな「方策」がはっきりと打ち出されていたわけではありませんでした。学習者一人ひとりが自らの楽しみを求めて行う生涯学習、あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいくりのために行う生涯学習、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」を振興することを目指すという、それまでの生涯学習振興施策によくみられた従来型の「基本構想」にとどまっていたといえるでしょう。

以上のように、平成5年の「基本構想」に示された生涯学習振興施策は、「6 生涯学習センターを整備する」に典型的に示されているように、市民が自らの楽しみを求めて行う生涯学習、あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいくりのために行う生涯学習、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」が活発に行われるようにするための基盤整備あるいは条件整備に力点が置かれたもの、言い換えれば「生涯学習のためのまちづくり」を目指したものであったといってもよいでしょう。事実、この「基本構想」を受けて岐阜市は平成8年4月1日に「『生涯学習都市』宣言」を出し、「生涯学習のためのまちづくり」に向かって生涯学習振興施策を進めるという方向性を鮮明に打ち出すことになったのです。

平成9年3月には、「基本構想」を具体化するものとして、さらには平成8年4月の「『生涯学習都市』宣言」を具体化するものとして、「生涯学習のすすめ『市民生きがいプラン』岐阜市生涯学習基本計画」（以下、「第1次基本計画」）が策定されました。この「第1次基本計画」は、平成5年3月策定の「基本構想」の延長線上に位置づけられるものであり、その内容は「基本構想」と大きく異なるものではありませんでした。「基本構想」で示された5つの「基本方針」は、「現状での修正は必要ないと思われる」として「第1次基本計画」にそのまま引き継がれています。また、「基本構想」で示された8つの「推進の基本方策」については、その整備計画が確定したことを受けて「6 生涯学習センターを整備する」が外され、その代わりに「企業との関係」、「民間学習機関との関係」、「県・他市町村との関係で」を具体的内容とした「8 その他の施策」が付け加えられ、「基本構想」の8つの「推進の基本方策」をほぼ踏襲した形で、8つの項目からなる「基本計画」が定められました。すなわち、「1 広報・啓発の充実」、「2 学習情報の提供」、「3 学習機会の充実」、「4 指導者・リーダーバンク」、「5 生涯学習施設の整備・充実」、「6 評価と社会還元」、「7 生涯学習推進体制の整備」、「8 その他の施策」の8つの施策です。

以上のように、「第1次基本計画」については、「基本構想」がそうであったように、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興していくというところに重点が置かれた「基本計画」であるとは言い切れないところがありました。しかも、この「基本計画」の表題は「生涯学習のすすめ『市民生きがいプラン』岐阜市生涯学習基本計画」となっており、表題だけからすれば学習者一人ひとりの楽しみのために行われる生涯学習あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいくりのために行われる生涯学習の振興を目指した、従来型の「基本計画」であると誤解されやすいところがありました。こうして「第1次基本計画」は、学習者一人ひとりの楽しみのために行われる生涯学習あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいくりのために行われる生涯学習、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」の振興に重点がおかれた従来型

の生涯学習振興計画であるのか、それとも「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興というところに重点がおかれた新たなタイプの生涯学習振興計画であるのかという点で、つまり基本的な方向性がどちらに向いているのかという点で、不明確なところを残していたといわざるを得ませんでした。

1-2 第2次岐阜市生涯学習基本計画の策定

こうして岐阜市の生涯学習振興施策は、平成9年度から平成21年度までの13年間を計画期間とした「第1次基本計画」にもとづいて進められることになりました。この「第1次基本計画」策定後、長期化する日本経済の低迷状況を背景として、またそれと連動した地方分権化の動向の中で、地方行財政制度の合理化と再編の動きが加速化されていきました。そして、生涯学習振興行政のあり方の見直しが進められ、予算の削減・伸び悩みと事業量の抑制、さらには生涯学習施設・関連施設への指定管理者制度の導入など、生涯学習振興施策を取り巻く環境は大きく変化しました。とりわけ、公的セクターが果たすべき行政機能の見直しと民間セクターへの機能移譲の動きは、行政の生涯学習振興施策のあり方を、そしてまた生涯学習振興計画のあり方を、大きく揺さぶることになりました。民間事業者がより効果的・効率的に担うことができる生涯学習振興事業については民間事業者任せ、行政・公的セクターは生涯学習振興政策・施策の企画・立案に特化するべきだとする考え方は、学習者一人ひとりの楽しみのために行われる生涯学習あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいつくりのために行われる生涯学習、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」は、民間事業者任せ、行政・公的セクターは民間事業者が採算面から事業化することが難しい「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興に注力するという、官民の役割分担・棲み分けの方向が打ち出される契機となりました。そこには、戦後の高度経済成長によって「豊かな社会」が一応実現されたといわれる1970年代以降、都市部において趣味、文化芸術、教養の分野で学習・教育機会を提供するカルチャーセンターが隆盛となり、さらには健康・スポーツ分野でスポーツクラブ、フィットネスクラブ等が台頭するといった、民間事業者の生涯学習領域への活発な進出という状況がありました。また、すべての市民がこぞって活動しているわけではなく、興味・関心をもった一部の市民が行っているにすぎないこれらの趣味、文化芸術、健康・スポーツの活動を、そしてまた一部の市民が自分自身の楽しみのためあるいは生きがいつくりのために行っている活動を、施設を提供したり直接的に活動を補助したりという形で、行政・公的セクターが公費・税金を使ってまで、なぜ援助しなければならないのかという、生涯学習振興行政に対する根本的な疑問が投げかけられるようになったという事情もありました。

これまでの生涯学習振興行政・計画に対してこうした根本的な疑問が提起されたことを受けて、文部省（現在は文部科学省）に設置された生涯学習審議会は、国や地方自治体が生涯学習振興行政・計画において振興してゆくべき生涯学習を、これまでのように市民の楽しみのために行われる生涯学習あるいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいつくりのために行われる生涯学習、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」を振興していただくにとどめず、すなわち「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」に積極的に拡大していくべきことを提言し

ています。平成 11 年の生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―（答申）」がそれです。その中では、「我が国は、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会で適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指しているが、これからはさらにその学習成果が様々な形で活用でき、生涯学習による生きがい追求が創造性豊かな社会の実現に結びつくようにしていかなければならない。そのような社会は、人々が画一的な組織の中でのナンバーワンを目指して競うのではなく、青少年から高齢者まで、障害者を含めて一人一人が、社会にその人ならではの貢献ができるような、お互いの良さを認めあう社会である。」とされていました。一人ひとりの個人が自らの楽しみのため、あるいは自らを充実させ向上させるために学び、その学びが結果としてその人の生きがいづくりやその人なりの本当の生き方を実現させること（自己実現）につながっていくことはもちろん大事であり、これからもそうした「個人の需要を充足する生涯学習」を振興していかなければならないのはいうまでもありません。しかし、学びによって得られた経験や知識・技能（学びの成果）がその個人のために生かされ活用されるだけでなく、周囲の他者や社会に還元されて活用されていくようになれば、人々の社会生活は活性化されより豊かなものになり、既存の社会のあり方を超えて作り変えていくような創造性豊かな社会が生み出されることが期待されるということです。しかもそれだけでなく、人と人との間に新たな交流と絆が生まれ、人々の社会への帰属意識と参画意識が高まることも期待できるでしょう。生涯学習の成果が周囲の他者や社会に還元されて活用されていけば、社会それ自体が活性化されるだけでなく、その社会の構成員一人ひとりが社会に対する自己効力感を高めるとともに、自らがその社会を運営していく主人公・主役であるという自覚を深め、社会への帰属意識・参画意識を高めていくことにつながるはずだということです。

生涯学習は、これまで理解されてきたように学習者本人のためだけに意味・意義があるというわけではなく、その成果が周囲の他者や社会に還元され活用されるならば、周囲の他者や社会全体にとっても意味・意義をもったものになるのであり、社会的な意味・意義ももっているのです。物質的な豊かさをひたすら求め続けてきた近・現代に生きる人々は、周囲の人々との厳しい競争にさらされる中で、人と人との間の人間的な交流と絆を失いがちとなり、社会的な孤独・孤立感に悩まされてきました。そうした悩みを抱えた現代に生きる人々にとって、生涯学習が人と人との間に新たな交流と絆を生み、人々の社会への帰属意識と参画意識を高めるという意味・意義をもっているとするならば、あるいは一人ひとりの個人が社会の構成員としての自己効力感を高め、自らがその社会を運営していく主人公・主役であることの自覚を深め、社会への帰属意識・参画意識を高めていくという意味・意義をもっているとするれば、生涯学習こそが、近・現代の人々を悩ませてきた孤独感・孤立感やその延長線上に生じた社会からの疎遠感・疎外感から、人々を救う可能性をもったものであるかもしれないのです。

平成 11 年の生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―（答申）」は、こうした観点から、生涯学習の成果が社会の各方面において活用されていく「生涯学習社会」を実現することの必要性を提言しています。生涯学習の成果を「個人のキャリア開発に生かす」のはもちろんのこと、「ボランティア活動に生かす」ことや「地域社会の発展に生

かす」ことが喫緊の課題となっているとしたのです。行政・公的セクターが生涯学習振興施策によって振興すべき生涯学習を、それまでのように「個人の需要を充足する生涯学習」にとどめることなく、「ボランティア活動に生かす」あるいは「地域社会の発展に生かす」ことができるような、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」に広げていくことが求められているというのです。

以上のような国の生涯学習審議会の答申をふまえ、どのような市民の生涯学習を振興すべきかという点で若干曖昧な部分を残していた「第1次基本計画」を修正し、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するという基本的方向性をより鮮明にしたものとして、平成20年3月に「第2次岐阜市生涯学習基本計画 生涯学習によるまちづくり」（以下、「第2次基本計画」）が策定されました。この「第2次基本計画」は、「第1次基本計画」策定の際と同様に、「基本構想」を先行させて策定し、そこで策定された「基本構想」にもとづいて「基本計画」を策定するという手順がとられましたが、「基本構想」も「基本計画」も第1次の文面をすべて書き改めることにしたため、そして両者の内容を齟齬や矛盾のない一貫したものにしたいというねらいから、「基本構想」を「基本計画」に先行させて策定することなく、平成20年3月に同時に策定されました。なお、そのことと関連して、「第1次基本計画」で当初予定されていた平成21年度までの計画期間を1年前倒して終了することとし、「第2次基本計画」は、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間としています。

こうして、第1次と第2次の「基本構想」と「基本計画」は、その文面が全く変わったものの、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するという方向性において共通する部分をもっており、第2次の「基本構想」と「基本計画」は、第1次のそれを部分的に改定したものと位置づけられました。そのことは、第1次の「基本構想」で打ち出されていた「生涯学習推進の基本方針」、すなわち「1 市民主体の生涯学習を推進します」、「2 岐阜市の特徴を生かす推進をします」、「3 地域づくりの一環として推進します」、「4 現代的課題に対応して推進します」、「5 ボランティア活動を支援・促進します」という「5つの基本方針」が、第2次の「基本構想」と「基本計画」にそのまま引き継がれたことによく示されています。第1次の「基本構想」の「5つの基本方針」は、生涯学習振興施策によって振興されるべき生涯学習を「個人の需要を充足する生涯学習」にとどめることなく、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」にまで積極的に拡大していくべきだという、第2次の「基本構想」と「基本計画」にも引き継がれていくべき生涯学習振興施策の基本的方向性を簡潔にわかりやすく表現しており、あえてそれを修正しなくてもよいであろうとして、5項目の並び順を一部入れ替えただけで、第2次の「基本構想」と「基本計画」にそのまま引き継がれることになったのです。ただし、その「5つの基本方針」は抽象度が高すぎて、具体的な生涯学習振興施策の計画項目に結びつけにくいという難点がありましたので、「第2次岐阜市生涯学習基本計画体系図」の中の「5つの基本方針」と具体的な生涯学習振興施策を表示した「基本施策」および「施策事業」とを媒介するものとして、「1 現代的課題を中心にした学習機会・学習情報の充実」、「2 生涯学習の成果が生かされる環境づくり（仕組みの整備）」、「3 『生涯学習によるまちづくり』を進めるため

の施設の体系化」という「3つの重点課題」を、「第2次基本計画」で新たに設定することになりました。

「第2次岐阜市生涯学習基本計画体系図」では、こうした「5つの基本方針」と「3つの重点課題」によって示された基本的方向性に沿って、今後10年間の計画期間中にどのような生涯学習振興施策を実施していくのかを示した「基本施策」、さらには「基本施策」を行政・公的セクターが具体的にどのように事業化していくのかということにまで踏み込んで示した「施策事業」とが、すなわち「生涯学習基本計画」の実質的な内容にあたるものが、詳細に説明されています。

「3つの重点課題」の内の「1 現代的課題を中心にした学習機会・学習情報の充実」については、「生涯学習・社会教育施設の講座及び出前講座の充実」、「生涯学習『長良川大学』の拡充」、「現代的課題を中心にした学習機会の充実」、「生涯学習情報の充実」、「生涯学習相談の充実」という5項目の「基本施策」が位置づけられていました。「3つの重点課題」の内の「2 生涯学習の成果が活かされる環境づくり（仕組みの整備）」については、「『生涯学習によるまちづくり』の支援とその推進役の育成」、「個人のキャリア開発に関する学習の支援」、「生涯学習による自らの健康・生きがいづくりの支援」の3項目の「基本施策」が位置づけられていました。「3つの重点課題」の内の「3 『生涯学習によるまちづくり』を進めるための施設の体系化」については、「地域づくり・まちづくりを進める生涯学習・社会教育施設の役割と関連施設の生涯学習機能の充実」、「生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワーク化の推進」という2項目の「基本施策」が位置づけられていました。「3つの重点課題」全体では10項目の「基本施策」が位置づけられていたわけです。また、「3つの重点課題」とは別に「その他の課題」が挙げられており、その内の「1 総合行政として生涯学習振興施策を進めるための関係機関の連携」については、「①生涯学習振興行政と社会教育振興行政の連携」、「②各部所管の生涯学習・社会教育施設間の連携」、「③『生涯学習によるまちづくり』の総合行政としての推進」、「④老人福祉センターや児童館・児童センターとの連携の強化」の4項目の「基本施策」が位置づけられていました。「その他の課題」の内の「2 民間教育事業者との役割分担と連携」については、「①生涯学習・社会教育行政と民間事業者との定期的な情報交換」、「②民間教育事業者の生涯学習機会情報の市民への提供」、「③生涯学習・社会教育施設と民間教育事業者の間の施設の相互利用の可能性の検討」、「④民間教育事業者の講座で学んだ市民の学習成果の活用」、「⑤企業との連携による学習・教育機会の拡充」の5項目の「基本施策」が位置づけられていました。「その他の課題」の内の「3 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興」については、「基本施策」は位置づけられませんでした。「その他の課題」全体では9項目の「施策事業」が挙げられていたわけです。こうして「基本施策」は全体で19項目を挙げました。さらに、それらの「基本施策」には、上述したように、「基本施策」をより具体的な「事業」の水準にまで踏み込んで捉えた「施策事業」を位置づけていました。そして、「3つの重点課題」にかかる10項目の「基本施策」には、合計41項目の「施策事業」を挙げていました。「その他の課題」にかかる9項目の「基本施策」には、「施策事業」を位置づけていませんでした。結局、「施策事業」は「3つの重点課題」にかかる41項目ということになりました。

これらの「基本施策」や「施策事業」の中には、学習者一人ひとりの楽しみのための生涯学習あ

るいは自己の充実・向上や自己実現・生きがいつくりのための生涯学習を振興するという項目、すなわち「個人の需要を充足する生涯学習」を振興するという項目も、もちろん含まれていました。しかし、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興という方向性が明確に示された「3つの重点課題」を新たに設定したことで、19項目の「基本施策」と41項目の「施策事業」全体を通じて、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興しようとする基本的方向性が明確になりました。こうして、「第2次基本計画」は、「第1次基本計画」に若干残されていた基本的方向性についての不明確な部分を改め、市民の生涯学習の成果が周囲の他者や地域社会に還元され活用されることで、人と人の間の絆を新たに構築し地域社会の活性化と再建につなげていくという、副題に掲げた「生涯学習によるまちづくり」の観点がはっきりと打ち出されることになったのです。

なお、平成20年3月に策定した「第2次基本計画」は、その計画期間が平成20年度から平成29年度までとしていたことから、10年間という長期間にわたり同一の「施策事業」の進捗状況を繰り返し評価し続けるのはおかしいのではないかという疑問が、策定当初からありました。そうした疑問を受け、個々の「施策事業」の性格をふまえて計画期間をもう少し細かく分け、その分けられた期間内に個々の「施策事業」ごとに到達すべき具体的な「目標」を明示した「第2次岐阜市生涯学習基本計画 アクションプラン」を、「第2次基本計画」を策定したほぼ1年後の平成21年4月に策定しました。そこでは、計画期間10年間の前半にあたる平成24年度までに到達すべき数項目におよぶ「目標」を、「施策事業」41項目すべてについて明示しました。さらには、「3つの重点課題」とは別途設定した「その他の課題」（「1 総合行政として生涯学習振興施策を進めるための関係機関の連携」、「2 民間教育事業者との役割分担と連携」、「3 ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興」）にかかわる「施策事業」10項目についても、諸「目標」を明示しています。こうした「施策事業」について明示した到達すべき「目標」を生涯学習振興行政として順次達成していくことで「基本計画」全体の実現も見通すことが可能になるのであり、この「アクションプラン」は「基本目標」達成に向けた平成24年度までの行程表とでもいうべきものでした。

1-3 第3次岐阜市生涯学習基本計画策定にあたって

平成29年度までの「第2次基本計画」の計画期間の終了が間近に迫り、「第3次岐阜市生涯学習基本計画」（以下、「第3次基本計画」）の策定をどうするのかを検討しなければなりません。この10年間近くの計画期間中の「基本計画」の進捗状況の評価は、原則として各年度2回開催される岐阜市民生涯学習推進協議会の協議の中で行われてきました。その評価は、上位の評価項目となる「基本施策」でも合計19項目あり、さらにその下位の評価項目となる「施策事業」では合計41項目ときわめて多数であったため、それらの項目についての評価結果は分散しがちであり、「基本計画」全体を通じた概括的な評価を行うことは難しいという実情がありました。それでも、「施策事業」については「おおむね目標が達成されている」あるいは「一部目標の達成に至っていないところがある」といった中間的な評価が多く、「目標の水準以上を達成している」あるいは「目標を全く

達成していない」とする評価はそれほど多くはありませんでした。そのような進捗状況の評価結果からすれば、「生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会で適切に評価される」だけでなく、「さらにその学習の成果が様々な形で活用」されるような「生涯学習社会」が今日すでに実現されているとは到底いえず、その実現にはいまだ多くの課題が残されている状況にあるといわざるを得ません。そうであるとすれば、その残された課題を解決して「生涯学習社会」を実現していく方向、とりわけ「学習の成果が様々な形で活用」される方向に歩みを進めていかなければなりません。「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興するという「第2次基本計画」の基本的方向性を引き継ぎ、市民による多彩な「生涯学習によるまちづくり」の動きをより活発化させることにつながる「第3次基本計画」を策定し、その着実な実現に向かう必要があるといえるでしょう。

「第2次基本計画」が平成20年3月に策定されてから以降、国の生涯学習振興施策の基本的方向性は大きくは変わっていません。「第2次基本計画」が策定されたのとほぼ同時期の平成20年2月には、中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」においては、「目指すべき施策の方向性」について、「国及び地方公共団体等の行政に限られた財政的・人的資源を投入して生涯学習を振興するための施策を講ずるに当たっては、（中略）すなわち、行政としては国民の各々の学習ニーズ等の『個人の要望』を踏まえるとともに、『社会の要請』を重視して、（中略）行政が生涯学習を振興する目的や対象をより明確にし、そのための学習機会の充実を図り、さらには、それらの学習活動の成果が適切に評価・活用されることを可能とすること等により、より一層国民の学習活動を促進し、その成果が社会で発揮される生涯学習社会を実現することが重要である。」としています。「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」を振興することに重点を置くことで、学習の成果が「評価・活用」される「生涯学習社会」、すなわち「知の循環型社会」を実現することが求められているとしています。

また、近年では、第2期教育振興基本計画の策定に向けて平成25年4月に出された中央教育審議会「第2期教育振興基本計画について（答申）」では、「我が国における今後の教育の全体像」が「四つの基本的方向性」から描かれており、その3番目の「方向性」として「絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～」が挙げられています。すなわち、「国内的にも国際的にも、知が社会、経済を駆動する知識基盤社会が本格的に到来する中においては、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることが必要となる。そのためには、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その学習成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会を構築する必要がある。」として、「生涯学習社会」の実現という「方向性」が、今日ますます求められるようになっていくとしたうえで、この「生涯学習社会」では、人々の学習活動を通じて「コミュニティにおける人々のつながりや支え合い（社会関係資本）」が形成されるとともに、そうした「コミュニティにおけるつながりや支え合い」の中で、「地域社会の抱える課題」が住民の主体的参画によって解決されることが期待されるのであり、生

涯学習の活動は、単に「個々人の能力を高める」だけでなく、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」にもつながっていくことになるはずだとしています。また、平成30年度から5年間の第3期教育振興基本計画の策定に向け、平成29年9月に「中央教育審議会教育振興基本計画部会」が提出した「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」では、「今後の教育政策に関する基本的な方針」として「5つの方針」を挙げ、2030年以降の社会を展望して、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」などの諸点をふまえた、「生涯学び活躍できる環境を整える」という「基本的な方針」を掲げています。「生涯学び活躍できる環境」すなわち「生涯学習社会」の実現という点では第2期教育振興基本計画と共通した方向性が打ち出されているのです。こうして中央教育審議会の答申が指し示す生涯学習振興施策の方向性をみても、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」、「社会の要請に応じた生涯学習」の振興に力点を置き、そこでの学習の成果が地域社会で活用されていく「生涯学習社会」の形成に向かっていくべきこと、つまり「生涯学習によるまちづくり」という方向性は明らかだといえるでしょう。「第3次基本計画」は「第2次基本計画」の路線を踏襲しつつ、その生涯学習振興施策の内容をより高次の水準に高めていくことが適切だと考えられます。

同時に、「第2次基本計画」において残された課題がなんであったのかを明らかにしておかなければなりません。そのうえで、その残された課題を解決するためにはどのような施策が必要であるのか、さらには現在そうした施策を実施するために必要な資源や条件が現在確保されているのかを冷静に見極め把握しておくことが求められます。そうした過程を経ることで、実施可能な現実的な生涯学習振興施策の計画を策定することができるでしょう。その意味で、「第3次基本計画」を策定しようとする場合には、一方で、第1次と第2次の「基本計画」の総括と反省によって、残された課題を明らかにすることが求められるだけでなく、その課題を解決するための施策を実施するうえで必要な資源と条件が現在確保されているのかを確かめておかなければなりません。そうした確認を客観的に行うために、昨年（平成28年）、市民参画部男女共生・生きがい推進課と岐阜大学地域協学センターの共同研究という形で、無作為に選ばれた18歳以上の岐阜市民3,000人を対象として、「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査（平成28年度）」を実施しました。この調査結果から得られた知見は、「基本計画」に盛り込まれた生涯学習振興施策を実施する資源と条件が確保されているのかを確かめるうえで、貴重なデータを提供するものと思われます。また、「第3次基本計画」の策定にどのようなヒントとなるかをみる必要があります。

（※p1へつながります。）

2 生涯学習・社会教育にかかわる主な国の動向

※各々生涯学習・社会教育に関する部分を抜粋してあります。

●教育基本法（昭和22年法律第25号 改正：平成18年法律第120号）抜粋

平成18年12月22日施行

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

●「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（答申の概要）（平成20年2月19日／中央教育審議会）

＜第1部＞ 今後の生涯学習の振興方策について

1. 生涯学習の振興への要請－高まる必要性和重要性

○総合的な「知」が求められる時代－社会の変化による要請

2. 社会の変化や要請に対応するために必要な力

○次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」

○成人に必要な変化の激しい時代を生き抜くために必要な力

3. 目指すべき施策の方向性

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

～「個人の要望」を踏まえるとともに「社会の要請」を重視～

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

4. 具体的方策

○国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

○社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

5. 施策を推進する際の留意点

○「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点

○「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点

○連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

＜第2部＞ 施策を推進するに当たっての行政の在り方

1. 基本的な考え方

○これまでの生涯学習の振興方策等について－基本的な検討課題

○生涯学習の理念等についての基本的考え方

2. 今後の行政の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

○国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

○社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

○生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

○NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

○地方公共団体における体制について

○国の教育行政の在り方

●第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

第1部総論概要～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための

主体的・能動的な力～

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

●新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申のポイント）（平成27年12月21日／中央教育審議会）

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

地域における学校との協働体制の今後の方向性

地域学校協働活動の総合的な推進方策

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- 個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）（平成28年5月30日／中央教育審議会）

第二部 生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について

第Ⅰ章 生涯学習を取り巻く状況

第Ⅱ章 学習成果活用の課題

第Ⅲ章 今後の施策の方向性

第Ⅳ章 検定試験の質の向上等

第Ⅴ章 ICTを活用した「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の構築

- 人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて
論点の整理（概要）

（平成29年3月28日／学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議）

社会教育を取り巻く環境変化とその具体例

少子高齢化と人口減少、グローバル化、地域コミュニティの衰退、貧困と格差、技術革新と第四次産業革命、社会教育の提供主体の多様化、地方行財政改革と厳しい財政状況

今後の社会教育に期待される3つの役割

地域コミュニティの維持・活性化への貢献

社会的包摂への寄与

社会の変化に対応した学習機会の提供

⇒ 学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置付け

持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点

社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進

「学びのオーガナイザー」と社会教育主事の養成・活用

新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備

- 第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）

（平成29年9月19日／中央教育審議会教育振興基本計画部会（第8期～））

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
 - ・ 障害者の生涯学習の推進
 - ・ 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進
 - ・ 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

・人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

●社会教育法（昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号）抜粋

平成29年4月1日施行

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十六～十九（略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちか

ら、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

平成 28 年 4 月 1 日施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

●特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージ

（平成 29 年 4 月 7 日）

私がかねてより、障害のある方々が、この日本の社会でどうしたら夢や希望を持って活躍していくことができるかを考えてきました。その中でも印象的だったのが、特別支援学校での重い知的障害と身体障害のある生徒とその保護者との出会いです。その生徒は高等部 3 年生で、春に学校を卒業する予定であり、保護者によれば、卒業後の学びや交流の場がなくなるのではないかと大きな不安を持っておいででした。他にも多くの保護者から同様のご意見をいただきました。

これまでの行政は、障害のある方々に対して、学校を卒業するまでは特別支援学校をはじめとする「学校教育施策」によって、学校を卒業してからは「福祉施策」や「労働施策」によって、それぞれ支援を行ってきました。しかし、これからは、障害のある方々が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していくことが重要です。私はこれを「特別支援教育の生涯学習化」と表現することとしました。

文部科学省では、このような観点から昨年 12 月に「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」を公表しました。併せて、省内の体制を確立するために「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置しました。さらに、今年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設しました。

今後、この「障害者学習支援推進室」を中心に全国的に「Special プロジェクト 2020」や特別支援学校等における地域学校協働活動の推進、卒業後も含めた切れ目ない支援体制の整備の促進、障害のある学生への大学等における支援体制の充実等に取り組んでいきます。

各地方公共団体におかれては、障害のある方々がそれぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるよう、生涯にわたる学習活動の充実を目指し、生涯学習や特別支援教育、スポーツ、文化、福祉、労働などの関係部局の連携の下、国とともに取り組んでいただきますようお願いいたします。

今週（4月2日～8日）は発達障害啓発週間です。

改めて、国と地方公共団体、企業に加えて地域の皆さまとともに、障害のある方々がわけ隔てなく、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきたく強く願います。

●障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）

（平成29年4月7日 29文科生第13号）

平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を設置

- 第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について
- 第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について
- 第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について
- 第4 「Special プロジェクト 2020」について
- 第5 障害者による文化芸術活動の充実について
- 第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実
- 第7 小学校等における障害者に対する理解の推進
- 第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）抜粋

平成30年6月13日施行

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）抜粋

令和元年6月28日施行

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

●次期教育振興基本計画の策定について（諮問）

（令和4年2月7日 3文科教第1078号）

3. 新型コロナウイルス感染症を契機として次期計画において検討すべき観点

新型コロナウイルス感染症は、私たちに多くの困難をもたらすとともに、超スマート社会（Society 5.0）を目指す上での大きな転換点ともなりました。学校に通うことができず、共に学ぶ仲間と集うことができない事態は、幼児教育から高等教育まで含めて、また、日本国内にとどまらず、世界共通のこととして、未曾有の危機を学びにもたらしました。そのような中で、デジタル機器を用いたオンライン教育や、AI等を活用した学習教材などが人々の学びを支えたことは、デジタルがもたらす学びにおける可能性を示す機会となりました。また、オンラインであれば空間の制約を越えて、世界のどこでもつながることができることは、高等教育を中心に、国際社会における、学びの在り方にも変容をもたらしつつあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症により学校に通えないという事態が、学校の持つ福祉的機能や、教師と学習者が学校に集い共に関わりながら学び成長することの価値、教師の存在意義、さらには異なる社会や人と現地で直接交流する留学や、学校内外におけるボランティア等の社会体験活動や自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動、異文化交流や地域の行事への参加など、オンラインでは経験し得ないリアルな体験の持つ価値を再認識する契機ともなりました。

現在の教育制度は、近代的な社会・国家が形成されていく中で、既存の制度を変容させながら、当該社会状況や当時の技術水準、求められる資質能力を踏まえて形成されてきたものですが、全ての概念や定義、制度が過去から将来にわたり全て同じであるということはありません。日本社会が大きな転換点を迎える今、デジタルトランスフォーメーションやグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と教育・学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況にあると言えます。このような状況を背景として、オンラインの活用など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが今必要となっています。

その際、今後の方針や目指すべき方向性の議論に当たっては、単なる理念の検討にとどまらず、2040年以降の社会を念頭に、当該方針や方向性を確実に実効性あるものにするための制度の改善や政策に必要な人的・物的資源の確保と再配分といった具体的な手段を念頭に置いた上で、次期計画期間内において結論を得て実行に移されるように議論を進める必要があります。

また、何よりも、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング¹⁰が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。これは幼児教育から高等教育まで一貫して追求しなければならない目標です。

10 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再

生実行会議)では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング(Well-being)の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とされている。

●第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～
(令和4年8月/中央教育審議会生涯学習分科会) 抜粋

はじめに ～生涯学習・社会教育の新たな役割～

○本第11期生涯学習分科会は、以下に述べるような未曾有の社会状況の出現や社会の構造的変化に対応する生涯学習・社会教育の在り方を検討し、その新たな意義と役割を提示するための議論を行った。

○第10期生涯学習分科会の期間(平成31年4月～令和2年8月)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が社会的な課題となる中、学校教育においては「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材の整備が加速化され、全ての子供たちの学びを保障できる環境整備を令和2年度中に実現することが目指されていた。令和3年4月には、全国の小中学校等において1人1台端末等の環境が実現し、端末を日常的に活用する教育活動が推進されているところであり、学校教育におけるこの前例のない進展と、社会的に広く活用されているICT端末普及などの流れを背景として、社会教育においても、新型コロナウイルス感染症対策の影響やデジタルデバイドの解消などの必要性が課題として提起されていた。また、自然災害による国民の生命・財産への被害が激甚化し頻発する中、住民の主体的な参加を得て、防災等に関して必要な知識を得たり、リスクコミュニケーションを図ったりできる機会を設ける「命を守る」生涯学習や、社会教育を通じて住民の生きる意欲を支えることの重要性も強く認識されてきた。

そうした社会の変化に対応し、本分科会の第10期においては、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、審議を行い、議論の整理をとりまとめた。

○第11期生涯学習分科会の期間(令和3年5月～令和4年7月)には、デジタル庁が発足し、「誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現」を目指す重点計画が示されている。また、ウェルビーイングの実現について政府方針として示され、ウェルビーイングの実現は官民を超えた共通の関心事項となっている。さらに、オミクロン株による感染の再拡大、ロシアによるウクライナ侵略などの事態の発生は国民の日常生活にも少なからぬ影響を及ぼしており、国民一人一人が大きな社会の変化に無関心ではいられない状況となっている。あらゆる暴力のない社会を目指し、社会的包摂や共通価値の尊重を促進する上で、教育が重要な役割を果たすという認識を広く共有していく必要がある¹。

○ こうした中、中央教育審議会においては、令和4年2月、次期教育振興基本計画の策定に向けた諮問が行われ、2040年以降の社会を見据え、超スマート社会（Society5.0）に対応するためのリカレント教育、共生社会の実現に向けた社会的包摂の推進、誰一人取り残されずウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考える必要性など、本分科会における議論とも大いに関連する内容の審議が進められている。

○ 本分科会では、第10期生涯学習分科会までの審議を基盤としつつ、その後の社会的な変化も踏まえ、次期教育振興基本計画の策定にも資するよう、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にするとともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館等の社会教育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について整理を行った。

1 G7 倉敷教育大臣会合「倉敷宣言」（平成28年5月）においては、教育を通じた社会的包摂と調和のとれた共生の実現に触れて、「暴力的な過激化・急進化を含む、人間の尊厳を損なうあらゆる暴力、人種差別をはじめとするあらゆる差別を阻止する価値観や行動を促進し、共生社会を実現する上で、教育が果たすべき役割の重要性を認識し、我々は、ここに改めて、我々の共通価値である生命の尊重、自由、寛容、民主主義、法の支配、人権の尊重について未来の世代が確実に学び、理解する重要性を再確認する。」とされている。

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再生実行会議）では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とされている。

3 第3次岐阜市生涯学習基本計画の用語解説

※50音順に並べてあります。

[ウェルビーイング (Well-being)]

個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ (happiness)」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることまでを含む包括的な概念。心も体も健康で、人や社会との豊かなつながりがある状態。

[現代的課題]

科学技術の高度化・情報化や高齢社会の進展により、地球環境の保全、国際理解等の世界的な課題をはじめ、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成等、人々が社会生活を営むうえで、理解し、取り組むことが望まれる課題が増大している。「現代的課題」とは、このような社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題のことをいう。

本計画で記載されている「現代的課題」とは主に、健康問題、家庭や家族のあり方、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢社会、男女共同参画社会、国際理解等、個人が今後社会の中で生きていくために解決すべき社会的課題を指す。

[指定管理者制度]

平成15年地方自治法の一部改正に伴い、それまで公共的団体（農協、自治会等）や地方公共団体の出資法人などに限定されていた公の施設の管理を民間法人・NPO法人等に委ねることができるという制度をいう。本市においても生涯学習施設（生涯学習・女性センター、コミュニティセンター）などで採用されている。（地方自治法第244条の2第3項）

[シビックプライド]

まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、「まちのために自ら関わっていこうとする気持ち」のことを「シビックプライド」という。シビックプライドが向上すると、ボランティア活動、自治会活動、住民同士のコミュニケーションなどが活発になり、地域コミュニティが活性化され、住民の「住み続けたい」という気持ちが膨らむ。

[市民意識調査・アンケート調査]

第3次岐阜市生涯学習基本計画策定の参考とするため、平成28年6月から7月にかけて岐阜市在住の18歳以上の方、3,000人を対象に「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」を実施したもの。回収率は44.11%で、属性（性別、年齢、職業など）、生活満足度、生涯学習認知度、生涯学習のイメージ、生涯学習の情報源、現在取り組んでいる生涯学習の領

域とその取り組み方・今後取り組む必要があると考える生涯学習の領域とその取り組み方、生涯学習の成果の生かし方、生涯学習の阻害要因、生涯学習施設・関連施設の利用及び認知状況、生涯学習「長良川大学」の認知度、生涯学習の環境づくりの重要度、生涯学習とまちづくり、自由回答を調査項目とした。（平成 28 年度実施の「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査及び調査概要」を掲載）平成 18 年にも第 2 次岐阜市生涯学習基本計画策定のため実施しており、経年変化を見るため平成 28 年度の調査（上述）もこのときとほぼ同様の質問内容とした。

[市民活動交流センター]

市民活動交流センターは、市民活動を「知る」「楽しむ」「支える」「育てる」「創造する」という、5つの基本的な機能を有する。センターは、「協働のまちづくりの推進拠点」として市民活動をより一層発展させ、市民活力を高めていくための取組を推進している。

「市民活動情報の収集および提供」、「地域型コミュニティの活動支援」、「目的型コミュニティの活動支援」、「まちづくりに係る人材育成、団体間交流の促進」など。

[生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」]

平成 5 年度策定の「岐阜市生涯学習基本構想」をさらに具現化した「岐阜市生涯学習基本計画 市民生きがいプラン」（第 1 次岐阜市生涯学習基本計画）が平成 8 年度に策定された。この計画は、基本構想に示された生涯学習推進の 5 つの基本方針をもとに、36 の具体的な施策から構成されたものであった。

[生涯学習施設と社会教育施設]

平成 5 年度策定の「岐阜市生涯学習基本構想」以来、本市の生涯学習振興行政は総合行政の観点に立って展開するために、家庭教育支援、学校教育、社会教育、職業能力開発、社会福祉、保健・医療等の相互に関連した各種の施策を行政の部局の枠を超えて進めている。第 2 次岐阜市生涯学習基本計画に引き続き、第 3 次岐阜市生涯学習基本計画でも生涯学習施設の位置付けとしては、生涯学習センター、コミュニティセンター、市民会館・文化センターはもちろん、社会教育施設である公民館、図書館、科学館、歴史博物館、青少年教育施設や、体育館、市立小中学校、市立大学等の学校、さらには老人福祉センター、児童館・児童センター等までを包括している。

[生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館]

本市の生涯学習拠点として平成 14 年 1 月に開館した「ハートフルスクエア G」内に生涯学習センターがあり、同センターは、指定管理者が管理・運営を行い、各種の生涯学習事業を進めている。

昭和 57 年 4 月に市民交流施設として、東部コミュニティセンターが開館し、その後、西部、

北部、南部、日光、長森、市橋、北東部コミュニティセンターがそれぞれ開館した。コミュニティセンターは、各地域で運営委員会が組織され、その運営委員会が指定管理者として管理・運営している。また、市民交流・生涯学習施設として位置付けられている。

公民館は、社会教育法第 20 条で定められた目的のもとに、直営で管理・運営されている社会教育施設で、本市には 50 の地区に公民館が設置されている。

[生涯学習「長良川大学」]

「長良川大学」とは、ライフステージに応じて体系化した①市及び市の関係機関の講座・教室、②市民の皆さんのご希望に応じて市の職員や企業の担当者が出向いてお話しする出前講座、及び③市内・近郊の大学・高専の公開講座・開放講座をまとめたものをいう。その講座情報をまとめた生涯学習「長良川大学」ガイドブックを発行している。

[「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」へ]

10 年以上前の生涯学習振興施策の基本は、行政の各部局が連携しながら、まち全体で生涯学習に取り組むための体制を整備しようとする「生涯学習のためのまちづくり」であった。

現在の生涯学習振興施策の基本は、市民一人ひとりが様々な学習の成果を生かすことによって地域づくり・まちづくりを積極的に進めていく、市民と行政の協働に基づいた「生涯学習によるまちづくり」へ転換している。

[生涯活躍社会]

「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」[中央教育審議会・平成 29 年 9 月]では、「生涯学び、活躍できる環境を整える」という「基本的な方針」が掲げられている。高齢者をはじめとしたすべての人々が生涯を通じて健やかで、様々な分野でいきいきと活躍できる社会を「生涯活躍社会」とし、その社会を生涯学習によって構築する。

[Society 5.0]

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会 (超スマート社会) を指すもの。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。

[多様なニーズを持つ人々]

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。(「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」[中央教育審議会・平成 29 年 9 月] 参照)

[地域型コミュニティ、目的型コミュニティ、多元参加型コミュニティ]

「地域型コミュニティ」とは、自治会、町内会といった地縁型団体の取り組みを核として、同じ生活圏域で居住する住民の間でつくられるコミュニティをいう。

「目的型コミュニティ」とは、各種クラブ・サークルや市民活動団体など必ずしも地理的な境界にとらわれず、特定のテーマの下に有志が集まって形成されるコミュニティをいう。

「多元参加型コミュニティ」とは、地域的に区分されたコミュニティを基礎にしながら、従来の「地域型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」が必要に応じて補完的に融合することで、多様な個人の参加や多くの団体が協働するコミュニティの形をいう。

[地域学校協働活動]

「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えたとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことで文部科学省が進めている。

「地域学校協働活動推進事業」は、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や機能強化により、基盤となる「地域学校協働本部」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子ども教室、地域住民等による学習支援、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図るものである。

[地域団体]

地域団体とは、自治会及び老人クラブ、子ども会、消防団など地域における社会的な必要から組織された各種団体を指す。

[DX]

「デジタルトランスフォーメーション」(DX: Digital Transformation) の略称。ICTの活用を通じたデジタル化により、効率化だけでなく、これまでのサービスや仕事の仕方を変革し、新たな価値を創出、さらには、業務などの部分的な変化ではなく、社会の仕組みや組織文化までも同時に変革すること。英語にて変革を意味するトランスフォーメーションの接頭語 Trans には、「横切って」等の意味があり、「cross=X(横断)」と同義であることから、英語圏では一般的に「DT」ではなく「DX」と略される。

[まちづくり協議会]

岐阜市における「まちづくり協議会」は、地域の課題を解決するため、自治会連合会地域を活動単位として、自治会連合会をはじめ、地域内の各種団体やボランティア有志などで構成される話し合いの場、活動組織をいう。

[まなバンク]

「まなバンク」とは、岐阜市生涯学習・サークル情報システムの名称で、生涯学習センターの指定管理者である（公財）岐阜市教育文化振興事業団が管理している人材リストで講師情報やサークル情報を集約している。

[民間事業者（民間教育事業者）]

民間事業者（民間教育事業者）とは、①住民を対象とする講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブや社会通信教育事業者等、②茶道、華道やピアノなどを教授する個人事業者等をいう。そのほか、国の報告（「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について」[平成10年]）では、書店、楽器店、スポーツ用品店等の教育・文化・スポーツ等学習活動に関連する業務を主たる目的としている事業者、さらに、地域貢献や企業のイメージアップなどの理由で実施される教育・文化・スポーツ等学習に関する事業・イベント等の取り組みを行うすべての事業者を含むとしている。

[リカレント教育]

従来は学校教育を離れたあともそれぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくことという意味で使われてきたが、本計画の整理では、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リスキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の意味で使用する。

[ワーク・ライフ・バランス]

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のこととしている。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章：内閣府）

4 岐阜市民の「生涯学習」を進めるための アンケート調査及び調査概要

岐阜市民の「生涯学習」を進めるためのアンケート調査

アンケート調査へのご協力をお願い

日頃より、岐阜市の生涯学習について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、岐阜市では、平成 19 年度に第 2 次生涯学習基本計画を策定し、生涯学習の推進をして参りました。しかし、第 2 次基本計画策定から、10 年が経過しようとしており、生涯学習を取り巻く環境も変化しております。社会や岐阜市の変化を踏まえ、新生涯学習基本計画の策定を進める予定をしております。そこで、皆様のご意見等を新生涯学習基本計画に反映させるためのアンケート調査を行うことになりました。

ご多用の中、お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただきアンケート調査にご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

なお、調査票にはお名前を記入していただく必要はありません。また、ご返送いただいた調査票は岐阜市との共同研究を実施する岐阜大学地域協学センターで集計いたしますので、皆様のご意見が調査の目的以外に使われることはありません。

平成 28 年 6 月 岐阜市役所市民参画部男女共生・生きがい推進課

■アンケート記入上の注意

- 1 このアンケートは、封筒の宛名のご本人がお答えください。(代筆でも結構です)
- 2 回答は、それぞれの設問の指示に従い、記入してください。
- 3 「その他」にあてはまる場合は、数字に○をつけ、()内にご記入ください。
- 4 記入されたアンケート用紙は、無記名のまま、7月4日(月)までに同封しました返信用封筒をご利用のうえ、岐阜大学地域協学センターまでご返送ください。
- 5 このアンケートについて、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

岐阜市役所 市民参画部 男女共生・生きがい推進課 生涯学習係
TEL:058-214-4792 FAX:058-265-8665
E-mail: danjo-ikigai@city.gifu.gifu.jp

※岐阜市にお住いの 18 歳以上の方から、無作為に 3,000 名を選び、この調査票を送付いたしました。

II あなたの生涯学習についておたずねします

問3 あなたは「生涯学習」という言葉を知っていますか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことがある | 3. 知らない |
|----------|-------------|---------|

問4 あなたは「生涯学習」という言葉からどのようなイメージを持ちますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 幼児期から高齢期まで、生涯を通じて学ぶこと |
| 2. 健康・体力づくりやスポーツ活動をする |
| 3. 文化・芸術活動を行うことや教養を高めること |
| 4. 趣味や生きがいをつくる活動をする |
| 5. 職業に従事するうえで必要な知識・技能を身につけること |
| 6. 公民館・市役所などの講座や教室を受講すること |
| 7. カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室を受講すること |
| 8. 大学や高等学校・専門学校等の学校で学習すること |
| 9. 気のあった仲間やグループ・サークルで学んだり、活動したりすること |
| 10. 個人で本、テレビ、パソコンなどを使ったり、先生について学んだり、活動したりすること |
| 11. 学んだり活動したことを、まわりの人や地域・社会のために役立てること |
| 12. その他 () |
| 13. わからない |

問5 あなたは、「生涯学習」に関する情報をどのように得ていますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 市などの広報紙 | 7. 新聞やテレビ・ラジオ |
| 2. 長良川大学ガイドブック | 8. 民間の情報誌、フリーペーパーなど |
| 3. 生涯学習関連施設の相談窓口など | 9. ネット（ホームページ、SNS）など |
| 4. 自治会からの連絡など | 10. チラシ・ポスターなど |
| 5. 団体やクラブ・サークルからのお知らせ | 11. その他 () |
| 6. 家族や友人、知人 | 12. 特になし・わからない |

問6 あなたが「現在、取り組んでいるすべての生涯学習の学習内容」を選んで、下の「取り組み方」からあてはまるすべての「取り組み方」の番号を記入してください。

また、「今後取り組む必要があると考えているすべての学習内容」を選んで、下の「取り組み方」から希望する「取り組み方」の番号を記入してください。（現在、取り組んでいない方も今後取り組む必要があると考えられるものがあれば、記入してください。）

【例】のように、あなたが、現在、絵画をサークルで学習していたら（オ. 趣味や芸術に関するもの）のところの「現在、取り組んでいるもの」の欄に、下の「取り組み方」から「1」を選び記入してください。また、今後、絵画をサークルや通信教育で学ぶ必要があると考えていたら、「今後取り組む必要があると考えるもの」の欄に、下の「取り組み方」から「1」と「7」を選び記入してください。

学 習 内 容	現在、取り組んでいるもの	今後取り組む必要があると考えるもの
【例】オ. 趣味や芸術に関するもの	1	1 7
ア. 各種資格取得等、職業上必要な知識・技能		
イ. 料理、洋裁等、家庭を中心としたライフスタイルの改善に役立つ知識・技能		
ウ. 育児、教育問題等、子育てに関するもの		
エ. ボランティア・NPO 活動や地域活動などの地域の「絆」づくりに役立つ知識・技能		
オ. 趣味や芸術に関するもの		
カ. 健康・スポーツに関するもの		
キ. 文学・歴史などの文化や自然科学の教養に関するもの		
ク. パソコンなどの情報化社会に対応するための知識・技術		
ケ. 外国人とのコミュニケーション能力の向上などの国際交流・多文化共生に関するもの		
コ. その他（ ）		

「 取 り 組 み 方 」

1. 同好のグループ・サークルによって	7. 通信教育・放送大学によって
2. 新聞・雑誌・本やテレビ・ラジオによって	8. 専門学校や短大・大学への就学によって
3. ネットに接続したパソコンなどによって	9. 大学などの公開講座によって
4. 個人で先生について（習い事など）	10. カルチャーセンターやスポーツクラブによって
5. 市や地域団体が開催する講座・教室によって	11. その他（ ）
6. 職場内の研修によって	

問7 あなたは生涯学習の成果をどのように生かしたいと思いますか。現在、生涯学習をしていない方は今後する場合を想定してお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 現在の仕事や生活に役立てる
2. 将来の仕事や生活に役立てる
3. ボランティア活動・NPO活動や地域活動などの地域の「絆」づくりに役立てる
4. 仲間との交流を深めるのに役立てる
5. 健康維持や体力づくりに役立てる
6. 生活リズムをつくるのに役立てる
7. 知識・教養を高めるために役立てる
8. 講師として講座などを開くのに役立てる
9. よくわからない
10. その他 ()

問8 あなたが生涯学習に取り組もうとする際、どのようなことが妨げになっていますか。取り組む気になれない・取り組みたいけどできない・取り組んでいるけど困難がある、などの原因について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 仕事や家事が忙しくて時間がとれない
2. 費用がかかりすぎる
3. 家族の理解が得られない
4. 一緒に学習や活動する仲間がいない
5. どのような学習や活動をするのがよいのかまだはっきりしない
6. 情報が得にくく、自分の関心や必要にあった学習や活動の機会がみつからない
7. 情報が得にくく、自分のレベルにあった学習や活動の機会がみつからない
8. その他、妨げになっている原因 ()
9. 特に妨げになっている原因はない (今のままでよい)
10. そもそも生涯学習に取り組む必要性を感じない

問9 岐阜市には、市民の生涯学習の場として、次のような施設があります（下記のアからノ）。すべての施設について、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

	1. よく利用 する	2. 時々利用 する	3. その施設 は知っているが、あまり 利用しない	4. その施設 のことは知らない
例. ハートフルスクエアG	1	2	3	4
ア. ハートフルスクエアG (生涯学習・女性センターなど)	1	2	3	4
イ. 柳津生涯学習センター	1	2	3	4
ウ. 文化センター	1	2	3	4
エ. 市民会館	1	2	3	4
オ. ドリームシアター岐阜	1	2	3	4
カ. 少年自然の家	1	2	3	4
キ. 科学館	1	2	3	4
ク. 市民活動交流センター (ぎふメディアコスモス内)	1	2	3	4
ケ. 市立中央図書館 (ぎふメディアコスモス内)	1	2	3	4
コ. 市立図書館分館・各図書室	1	2	3	4
サ. 歴史博物館	1	2	3	4
シ. 柳津もえぎの里	1	2	3	4
ス. 公民館（地区公民館市内 50 か所）	1	2	3	4
セ. コミュニティセンター（市内 8 か所）	1	2	3	4
ソ. 児童館・児童センター（市内 13 か所）	1	2	3	4
タ. 青少年会館（市内 5 か所）	1	2	3	4
チ. 市民体育館（市内 8 か所）	1	2	3	4
ツ. 市立屋外運動施設 (グラウンド、テニスコートなど)	1	2	3	4
テ. 小中高等学校の施設	1	2	3	4
ト. 保健センター（市内 3 か所）	1	2	3	4
ナ. 健康ステーション（市内 2 か所）	1	2	3	4
ニ. 老人福祉センター（市内 6 か所）	1	2	3	4
ヌ. 市民福祉活動センター	1	2	3	4
ネ. エールぎふ (子ども若者総合支援センター)	1	2	3	4
ノ. うかいミュージアム (長良川鵜飼伝承館)	1	2	3	4

問 10 岐阜市には、生涯学習「長良川大学」という市民のための学習・教育の仕組みがあり、「長良川大学ガイドブック」も発行されています。あなたは、この生涯学習「長良川大学」についてご存知ですか。あてはまる番号を 1つ選んで ○をつけてください。

1. 講座等を受講したことがあり、よく知っている
2. 講座等を受講したことはないが、だいたい知っている
3. ガイドブックを見たことはあるが、どのようなものかは知らない。
4. 言葉は聞いたことはあるが、ガイドブックを見たことがなく、どのようなものかは知らない
5. まったく知らない

問 11 岐阜市が、市民の生涯学習を行いやすい環境づくりを今後進めていくうえで、どのようなことが大切だと思いますか。あてはまる番号 すべてに ○をつけてください。

1. 生涯学習センター・公民館・図書館やコミュニティセンターなどの学習・交流施設のより一層の整備
2. 体育館・グラウンドなどのスポーツ施設のより一層の整備
3. 学校の施設や教育機能のより一層の開放
4. 市の各種施設で行われている講座・教室などの種類や内容の充実
5. 学習機会情報・指導者情報（人材バンクなど）・サークル情報など幅広い生涯学習情報の提供
6. カルチャーセンター、スポーツセンター、習い事など民間教育機関の学習機会情報の提供
7. 大学などの公開講座や社会人入学制度の拡充と学習機会情報の提供
8. 市民の生涯学習を支援する各種指導者の養成
9. 生涯学習の成果を発表できる場や催しの充実
10. 生涯学習の成果を活用できるボランティア・NPO 活動や地域活動などの地域の「絆」づくりの機会の充実
11. インターネットやテレビ会議システムを使った双方向による学習システムの整備
12. その他（)
13. 特に環境づくりを進める必要はない

Ⅲ 生涯学習と「絆づくり・まちづくり」についてあなたのお考えをおたずねします

問 12 「子どもや孫の代が、岐阜市に住んでいて良かったと思ってもらいたい。」ということが市の願いの 1 つです。また、もし災害が起きた場合、「地域の様々な人たちがうまく連携・コミュニケーションをとってもらい、災害を乗り越えてもらいたい。」ということも願っております。このような願いを実現するためには、生涯学習の推進及びそれを通じた「絆づくり・まちづくり」が必要になると考えられます。今後、皆さんが、生涯学習を行っていく上で、具体的にどのようなことが大事だと思われますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 市民と行政が対等な立場で協働して「まちづくり」を進めること
2. 高齢者や障がい者などが暮らしやすい「まち」をつくること
3. 子どもを産み、育てやすい「まち」をつくること
4. 差別や偏見のない、人権が尊重される「まち」をつくること
5. 創造的な人材を育成する学校教育・生涯学習の仕組みを作ること
6. 「安全・安心のまちづくり」(防災・防犯)を進め、市民の連帯感に満ちたコミュニティをつくること
7. 生涯学習やスポーツ、文化活動による市民の生きがいを進めること
8. 人と自然が共生する持続可能な社会をつくること
9. 岐阜市が誇ることができるブランド(モノやサービス)を開発すること
10. 新たな産業を起したり誘致して、市民の働く場を増やしていくこと
11. 岐阜駅周辺や柳ヶ瀬などの中心市街地のにぎわいを回復すること
12. その他 ()

問 13 岐阜市の生涯学習の推進及びそれを通じた「絆づくり・まちづくり」について、ご意見、ご要望がありましたら、下記にお書きください。

()

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、7月4日(月)までにご投函ください。切手は不要です。

<調査概要>

1 調査の目的

本調査は、平成29年度に次期生涯学習基本計画を策定するにあたり、岐阜市民の生涯学習に対する意識や行動の実態をふまえたものにするとともに、生涯学習振興施策についての市民の意見・要望を反映させたものとする目的から、市民の生涯学習及び生涯学習振興施策に関する意識・行動を把握するために実施しました。

2 調査仕様

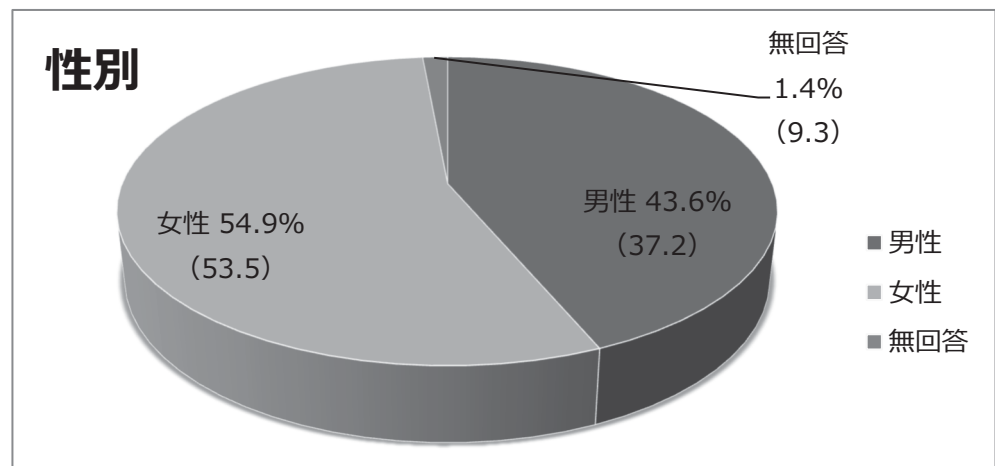
- ① 調査地域 岐阜市内
- ② 調査対象 岐阜市在住の18歳以上の方
- ③ 対象者数 3,000人
- ④ 調査方法 郵送配布・回収等
- ⑤ 調査期間 平成28年6月～7月
- ⑥ 抽出方法 岐阜市住民基本台帳から無作為に抽出

3 回収結果

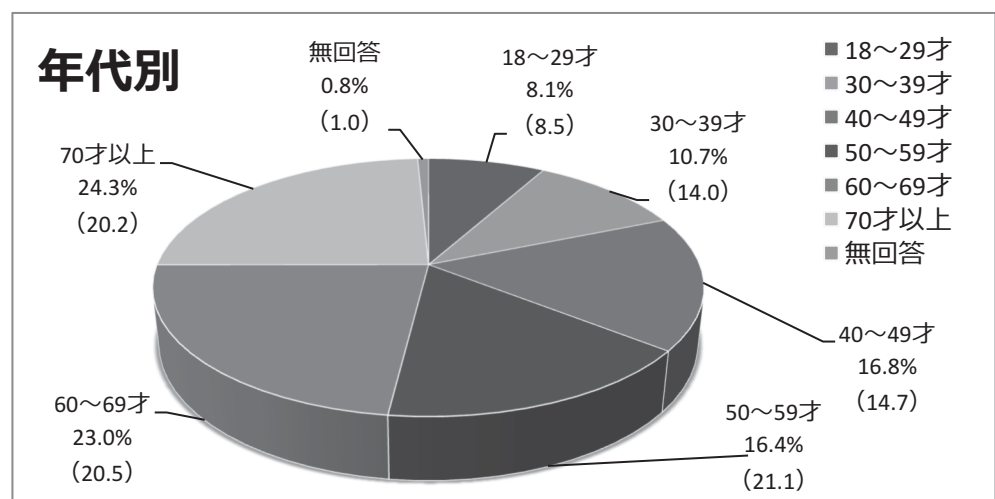
- ① 調査票発送者 3,000人
- ② 調査票未達者 12人
- ③ 調査票到達者 2,988人
- ④ 有効回収者数 1,318人
- ⑤ 回収率 44.11%

※次ページ以降の（ ）内の数字はH18年度の数値です。

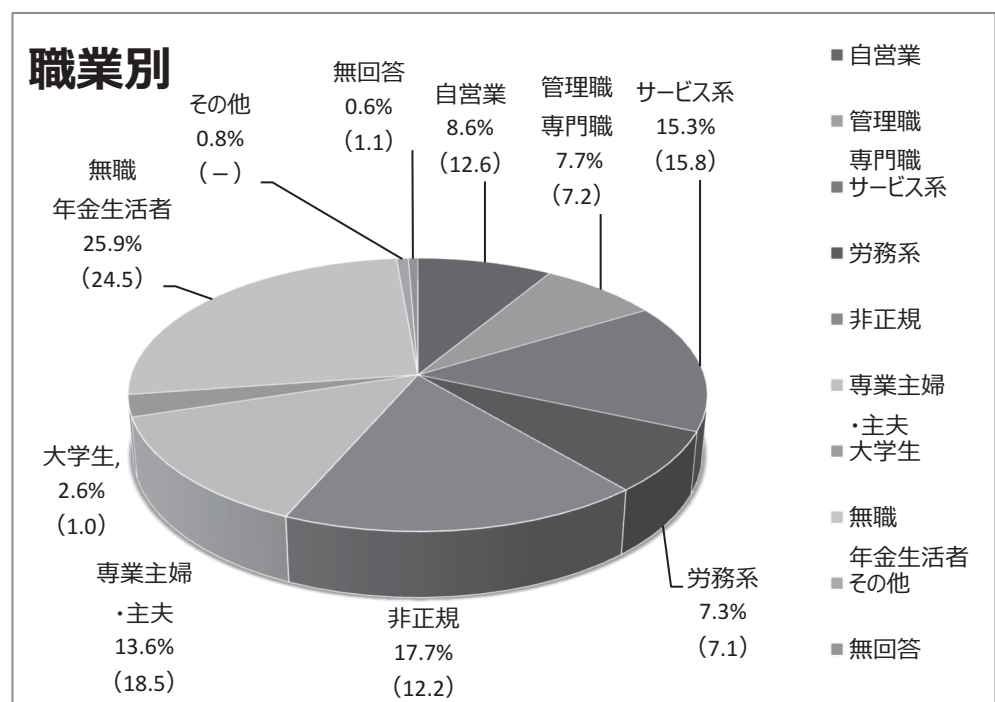
問1 a. 性別



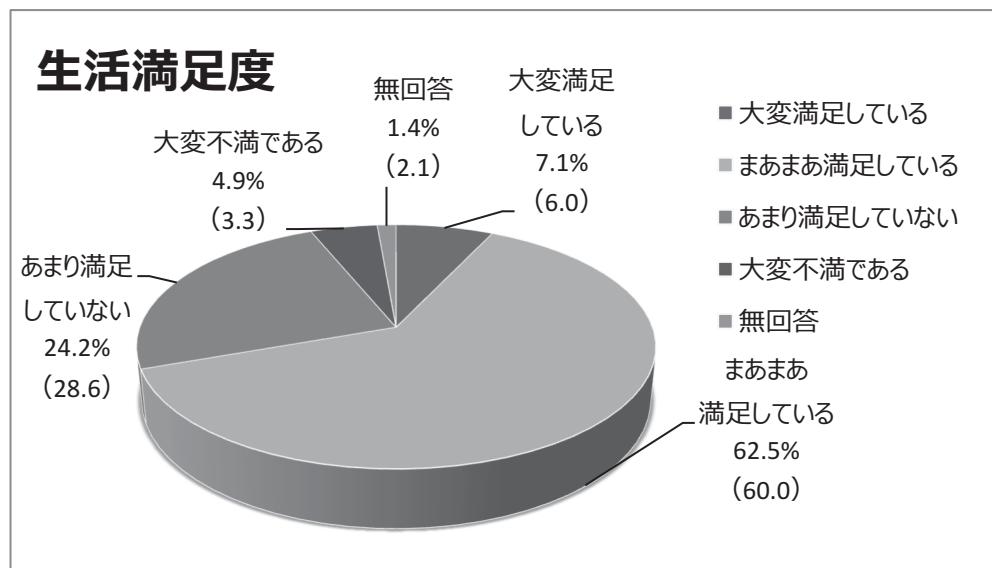
b. 年齢



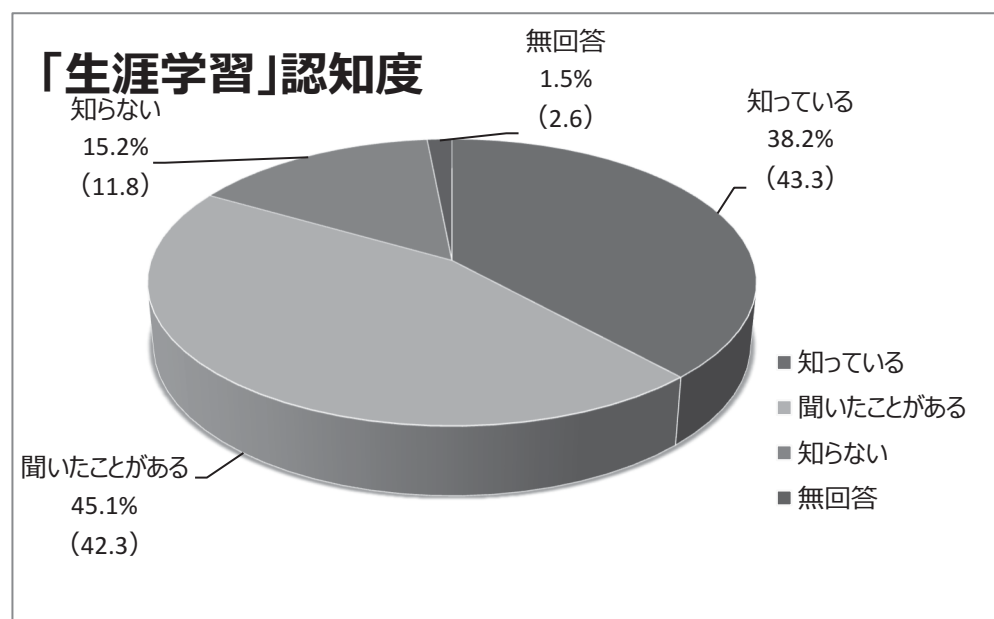
c. 主なお仕事



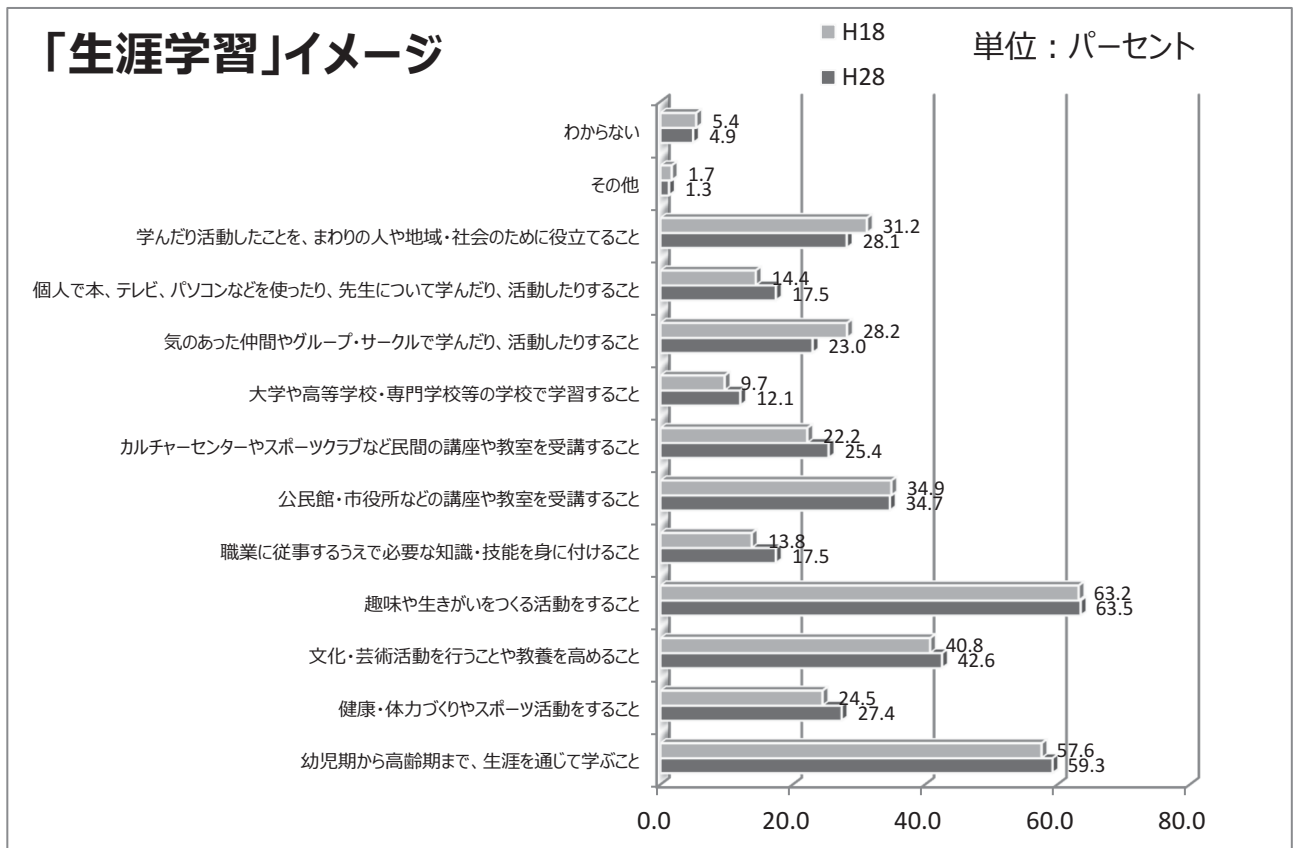
問2 あなたは、全体として今の生活に満足していますか。



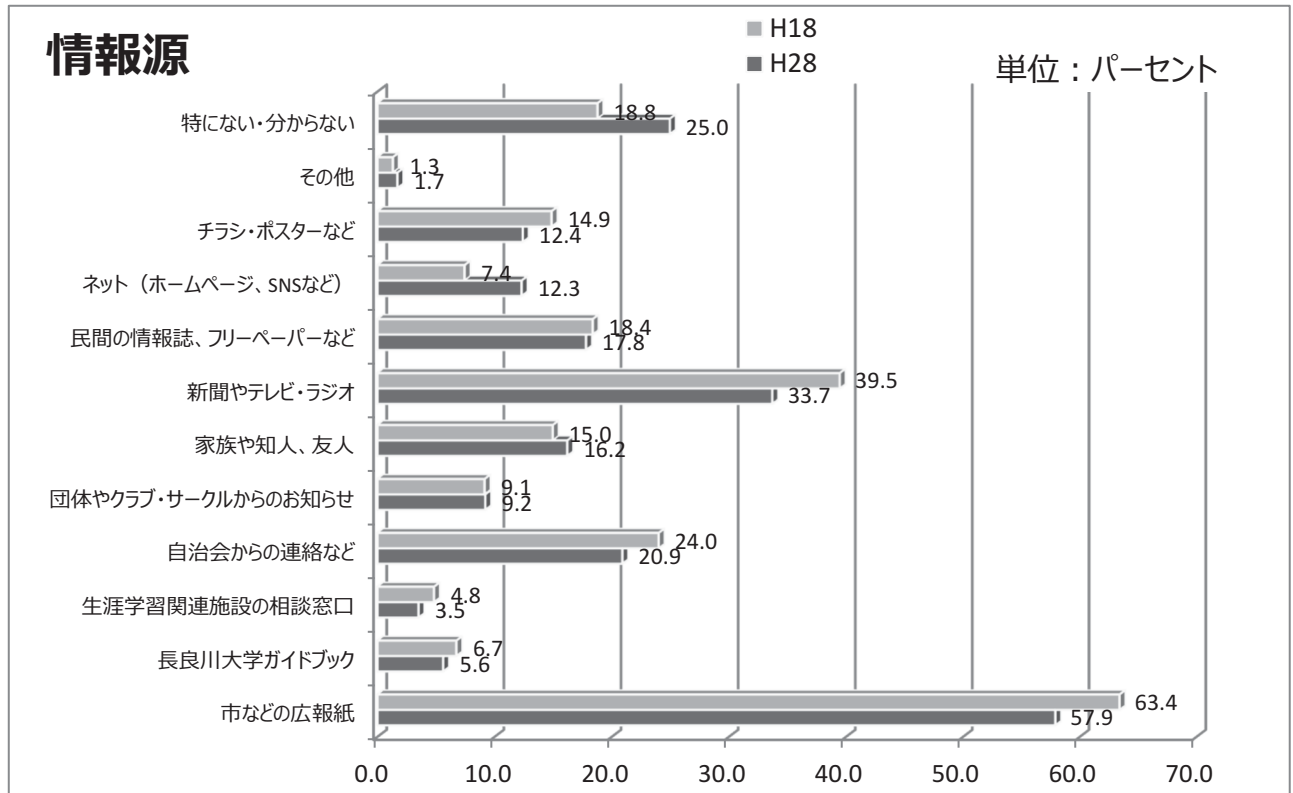
問3 あなたは「生涯学習」という言葉を知っていますか。



問4 あなたは「生涯学習」という言葉からどのようなイメージを持ちますか。

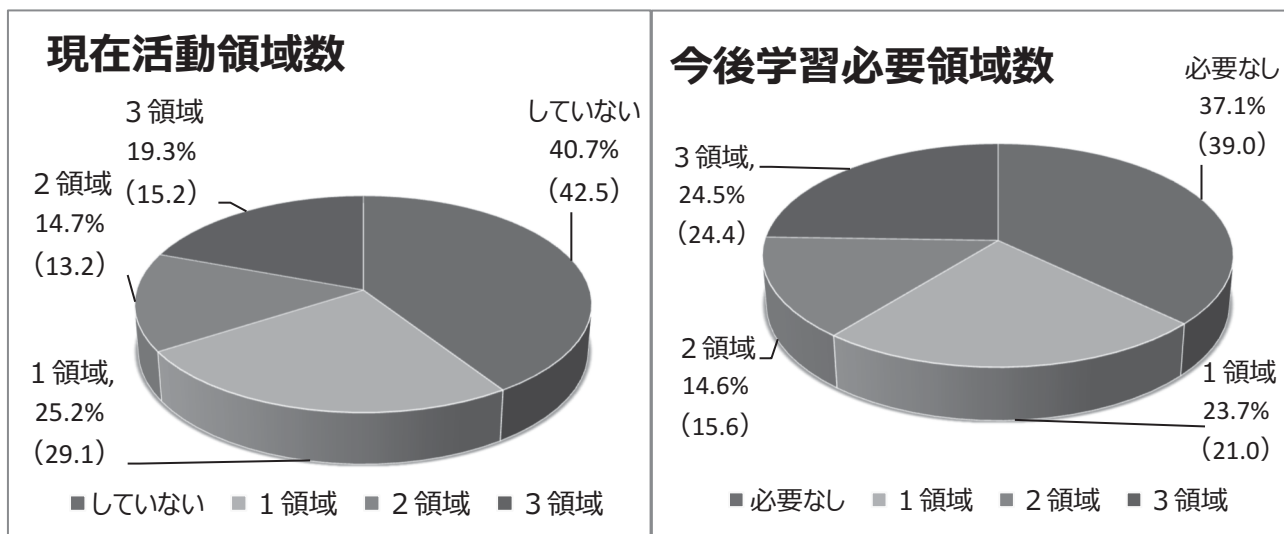
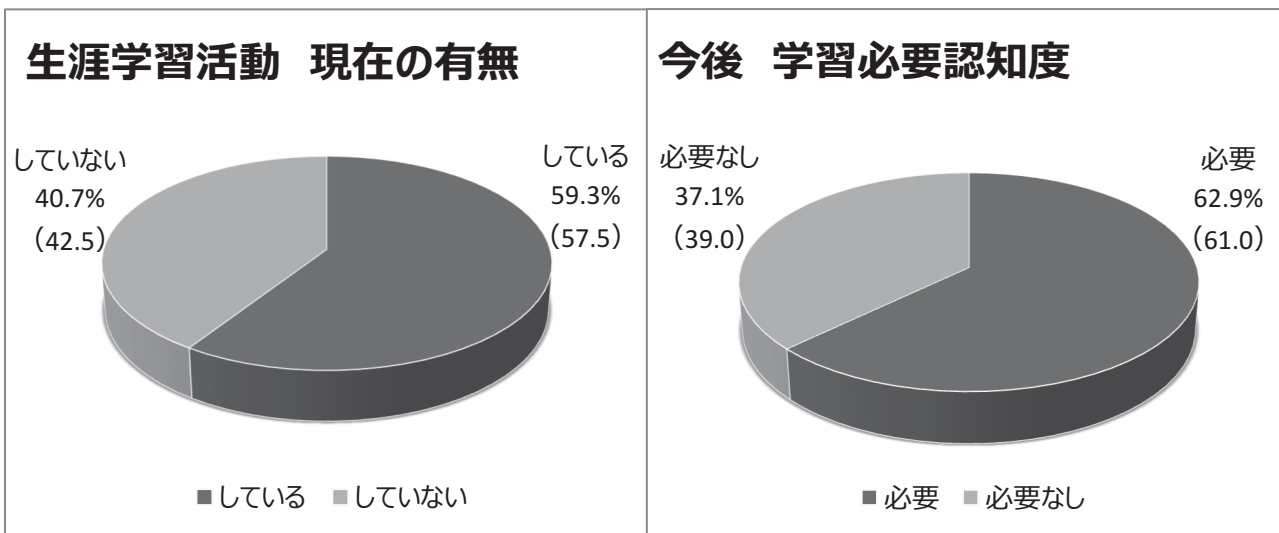


問5 あなたは、「生涯学習」に関する情報をどのように得ていますか。

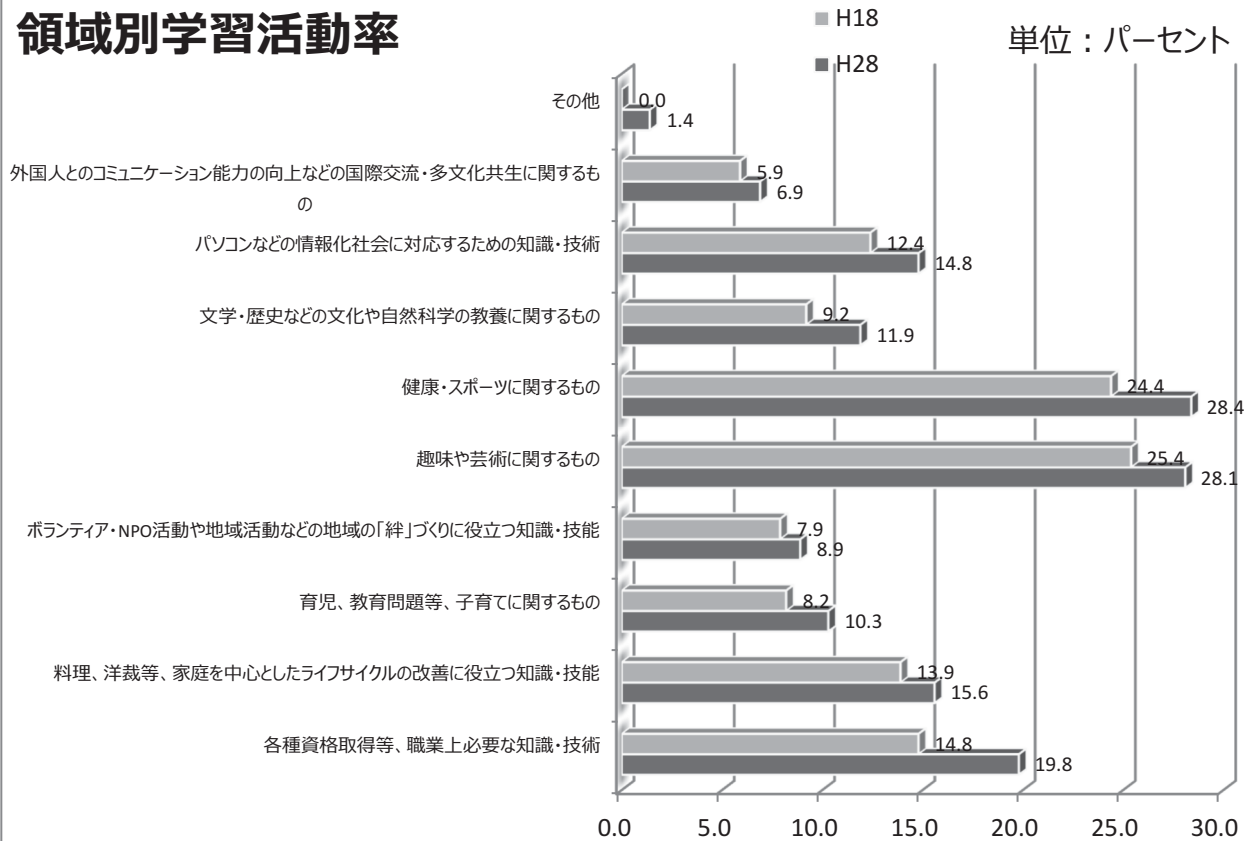


問6 あなたが「現在、取り組んでいるすべての生涯学習の学習内容」を選んで、下の「取り組み方」からあてはまるすべての「取り組み方」番号を記入してください。

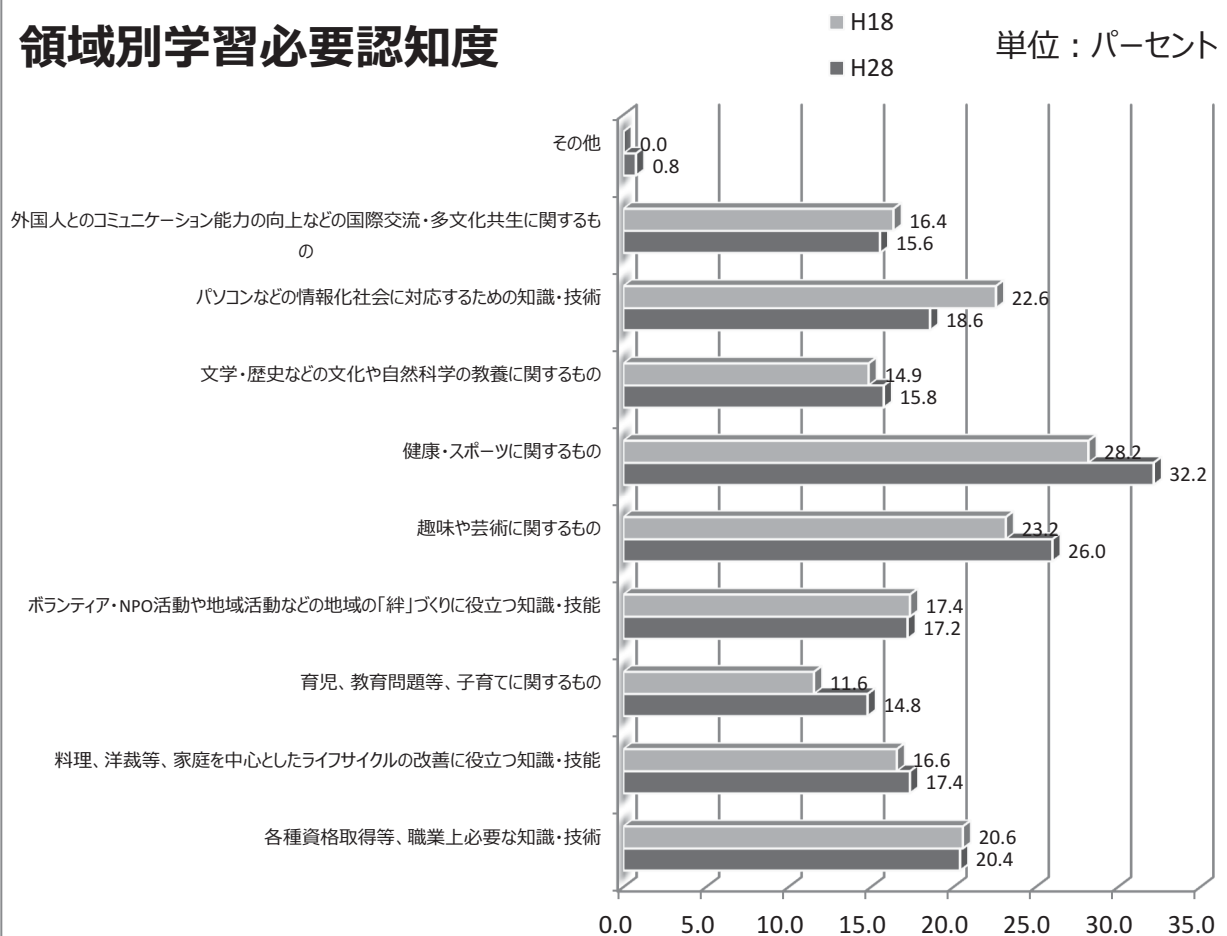
また、「今後取り組む必要があると考えているすべての学習内容」を選んで、下の「取り組み方」から希望する「取り組み方」の番号を記入してください。



領域別学習活動率



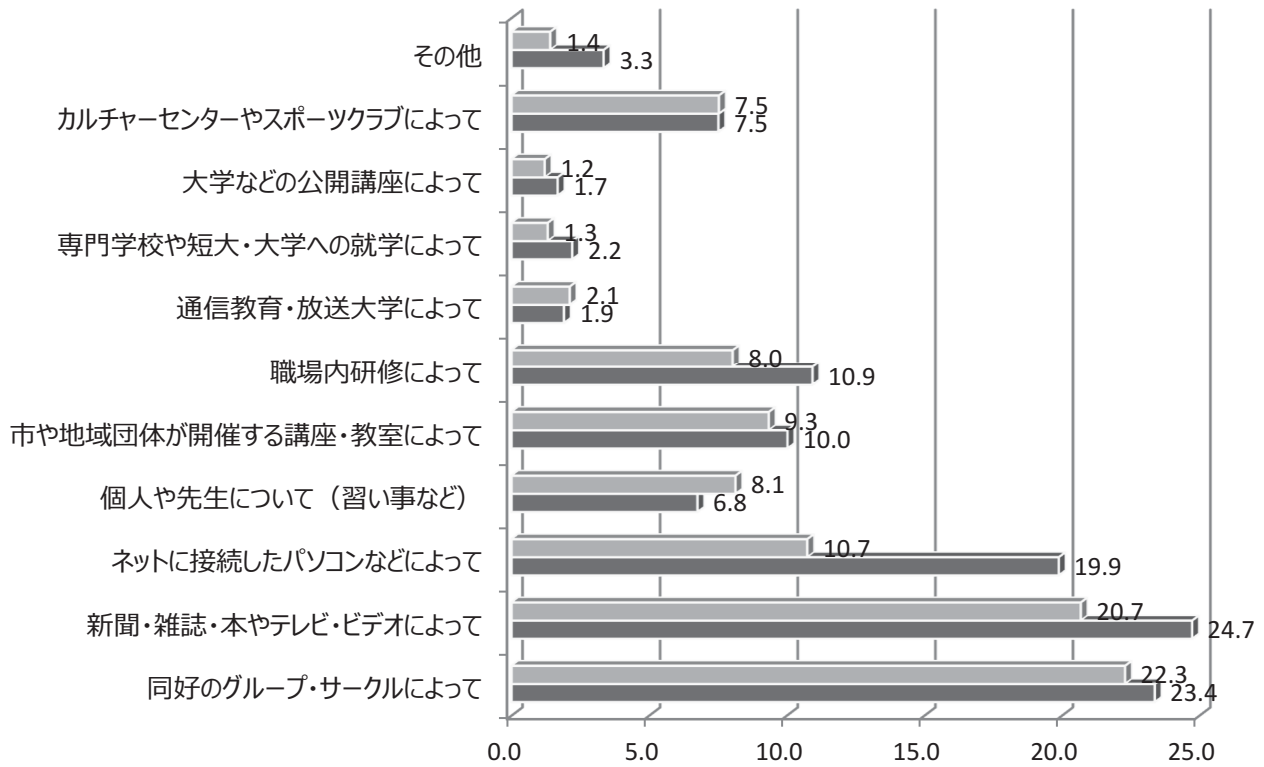
領域別学習必要認知度



現在取り組み方別活動率

■ H18
■ H28

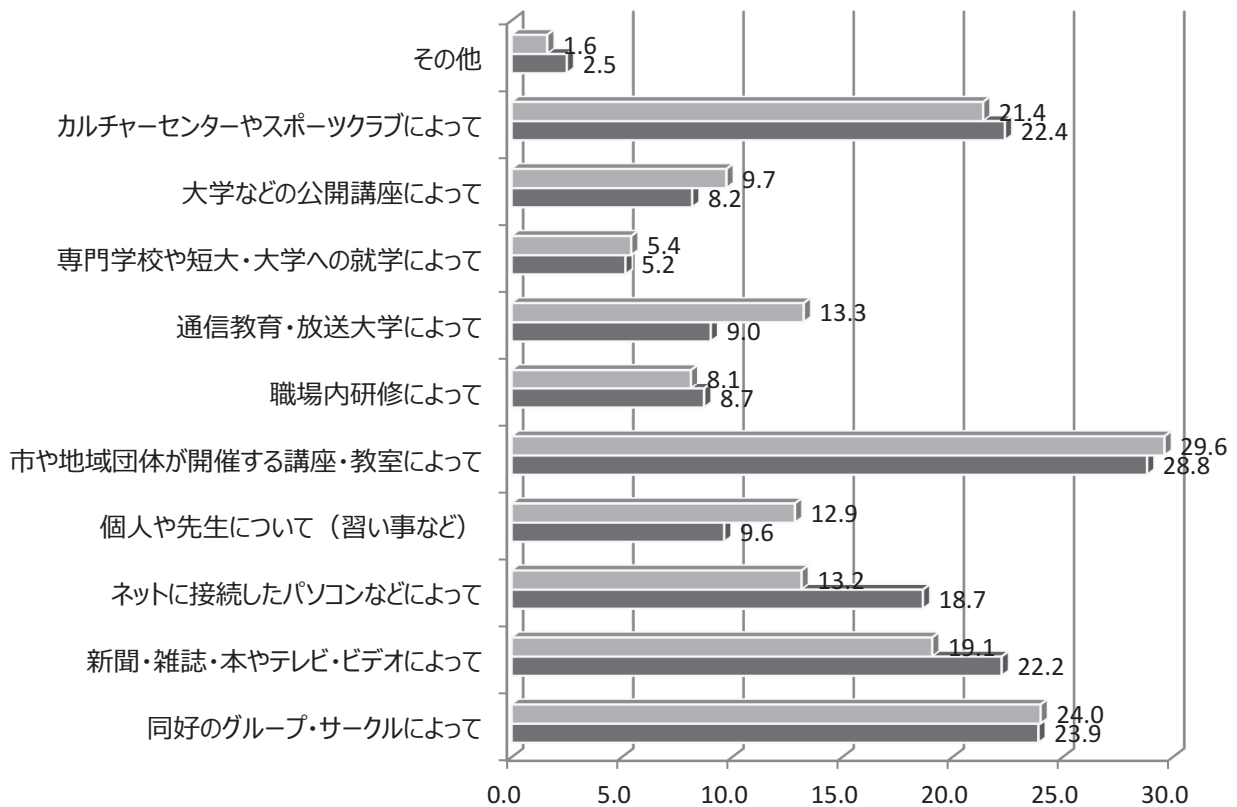
単位：パーセント



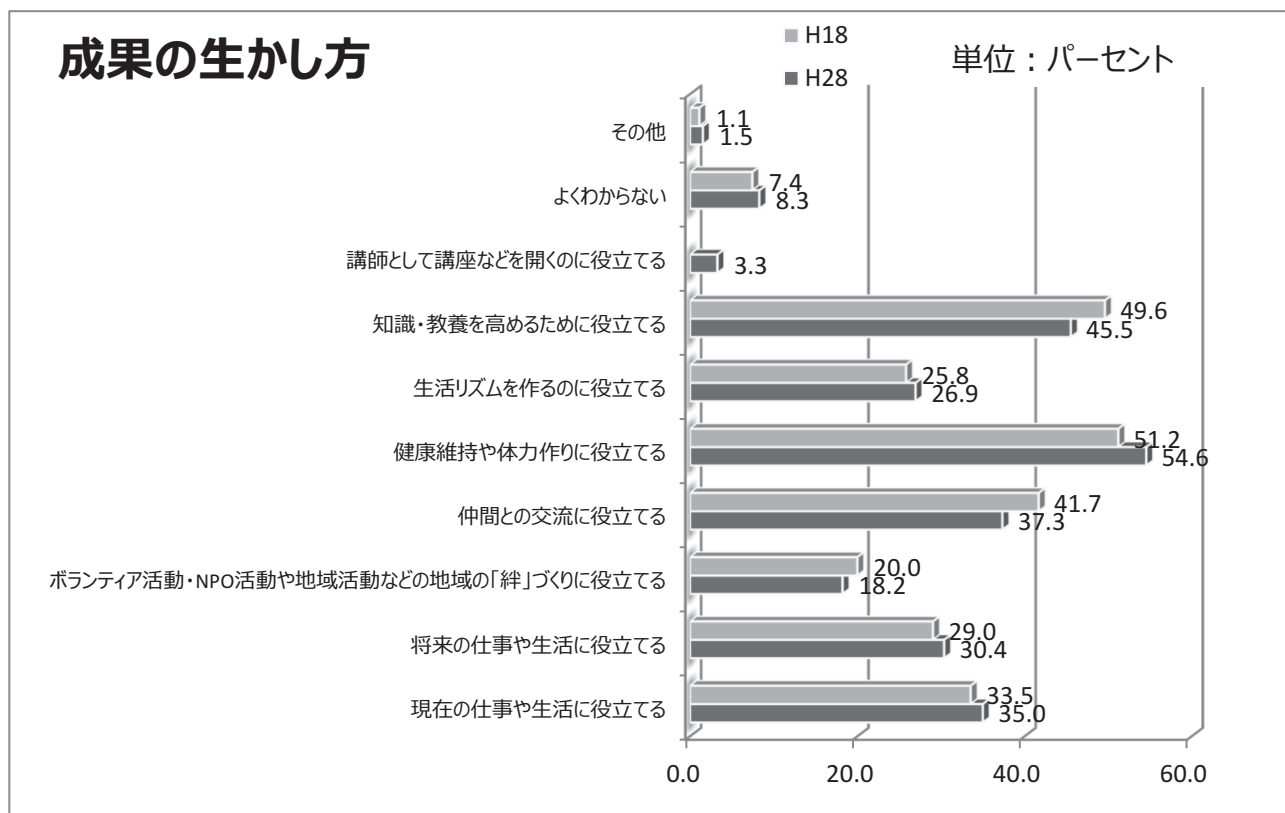
今後取り組み方別必要認知度

■ H18
■ H28

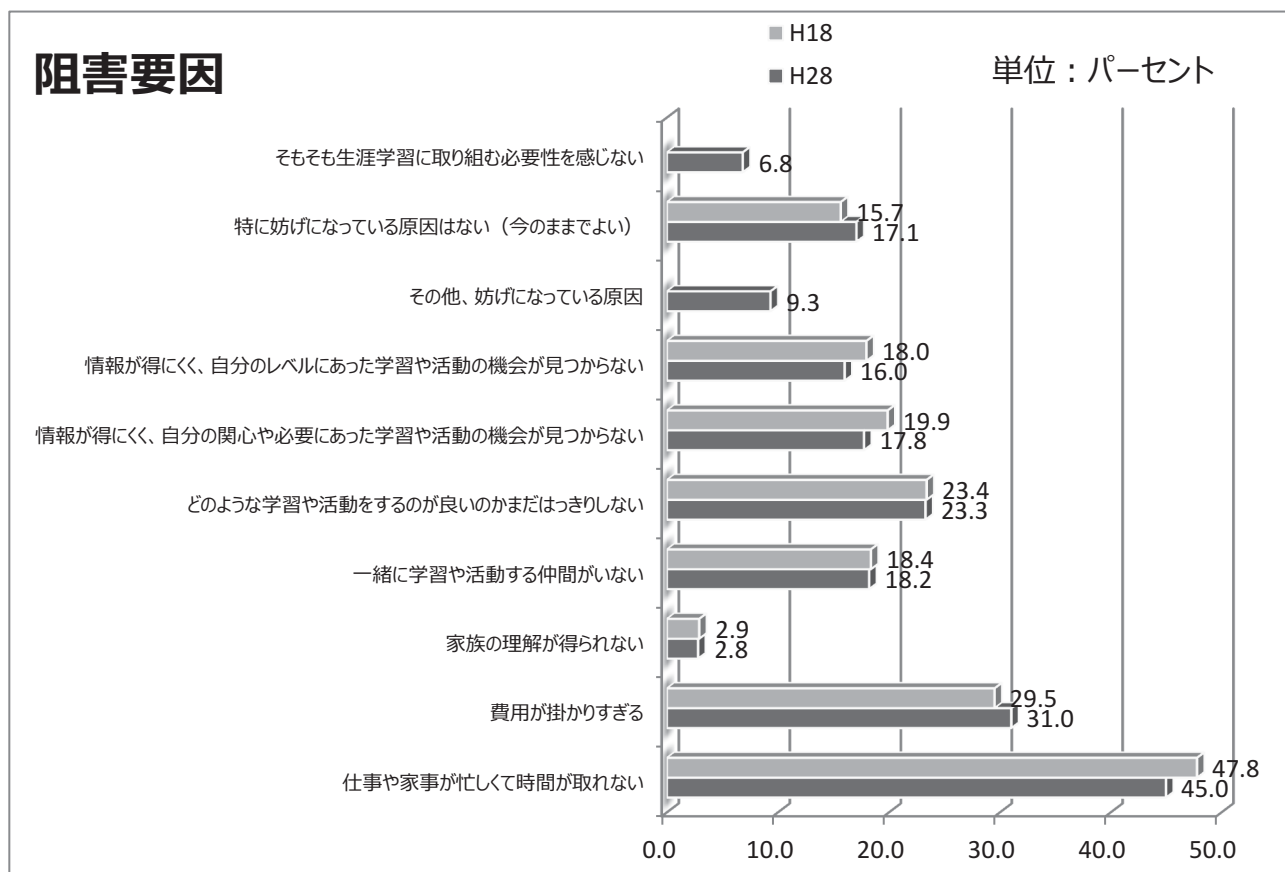
単位：パーセント



問7 あなたは生涯学習の成果をどのように生かしたいと思いますか。現在、生涯学習をしていない方は今後する場合を想定してお答えください。

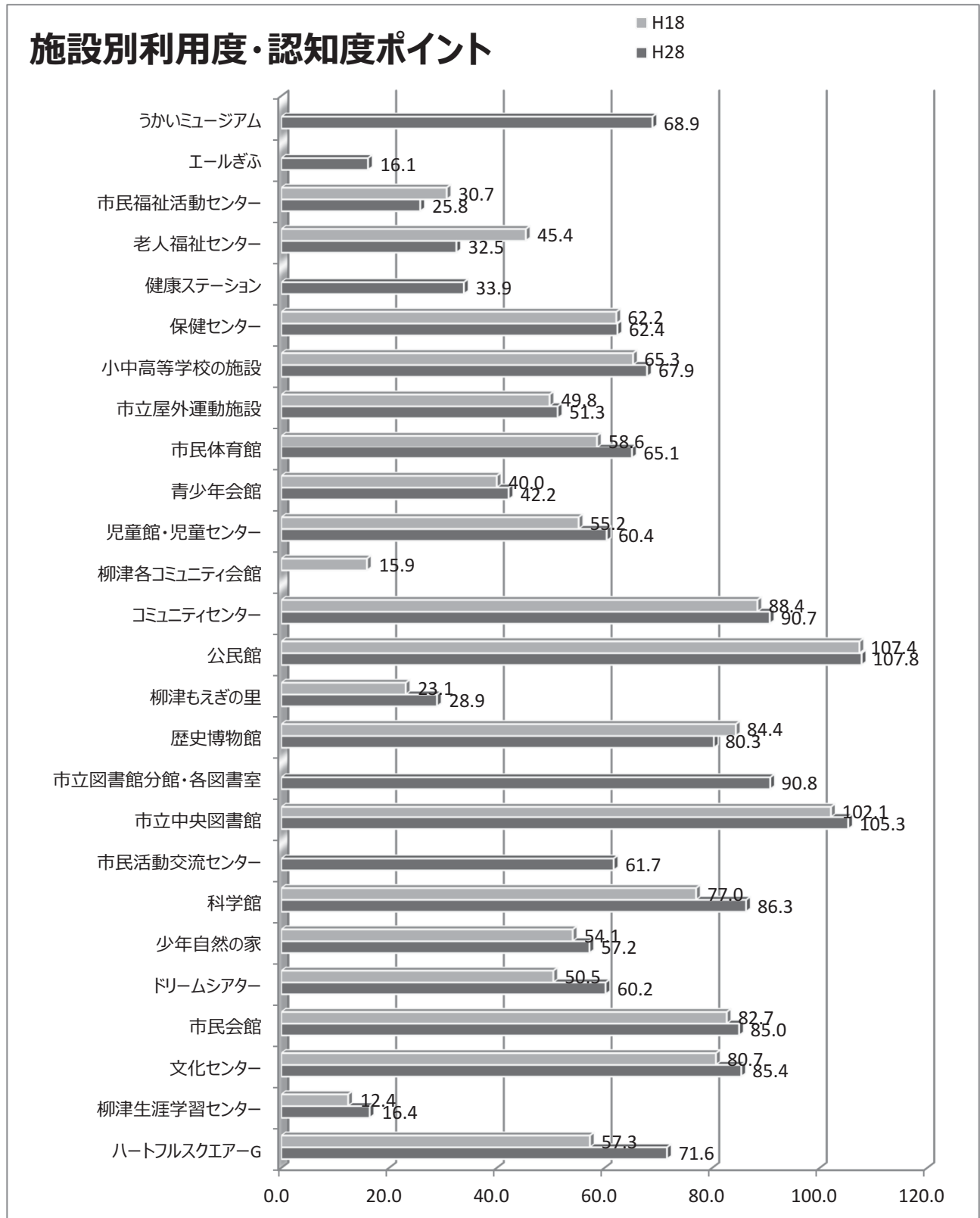


問8 あなたが生涯学習に取り組もうとする際、どのようなことが妨げになっていますか。



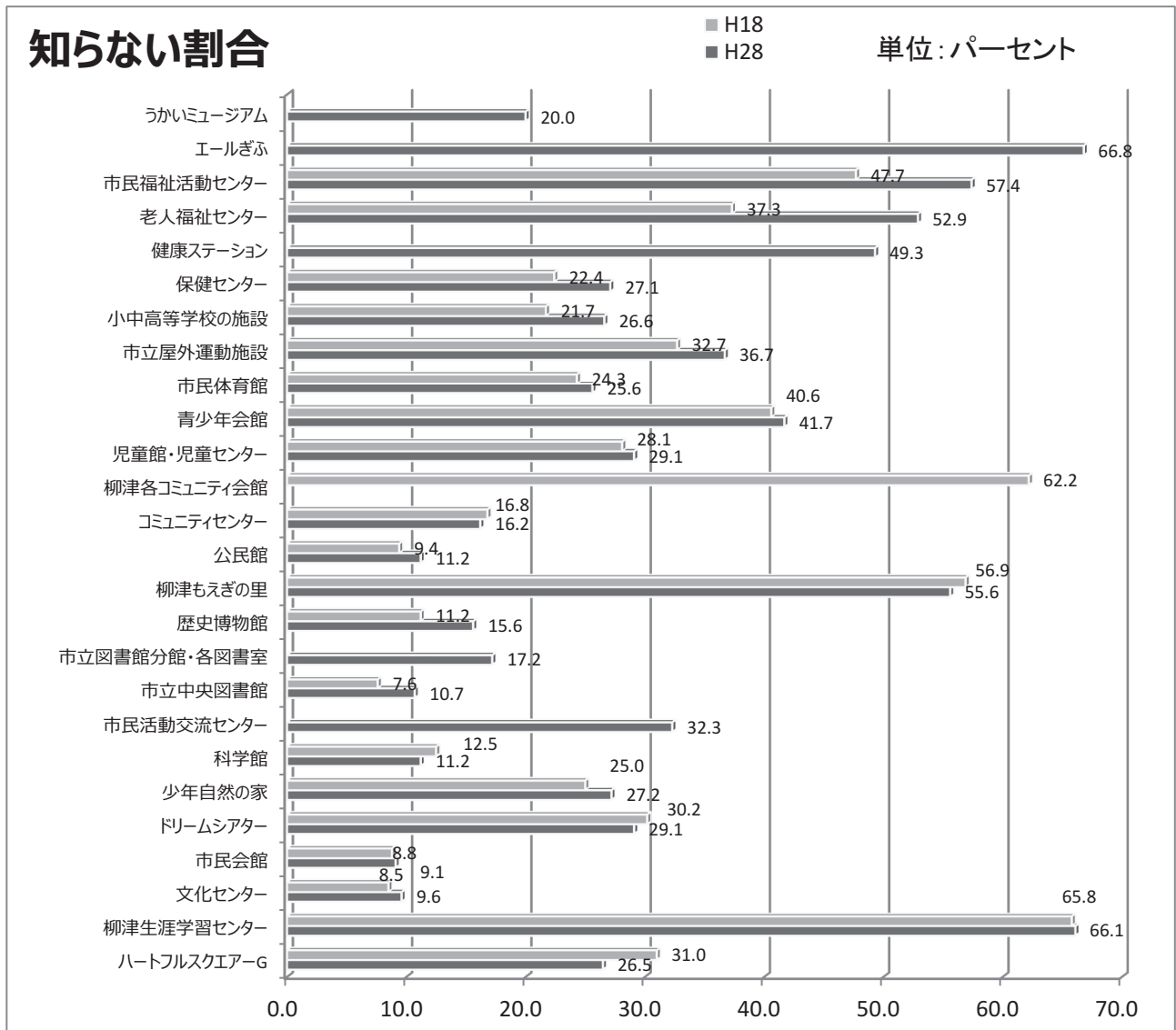
問9 岐阜市には、市民の生涯学習の場として、次のような施設があります。

- 1 よく利用する × 3
- 2 時々利用する × 2
- 3 その施設は知っているが、あまり利用しない × 1

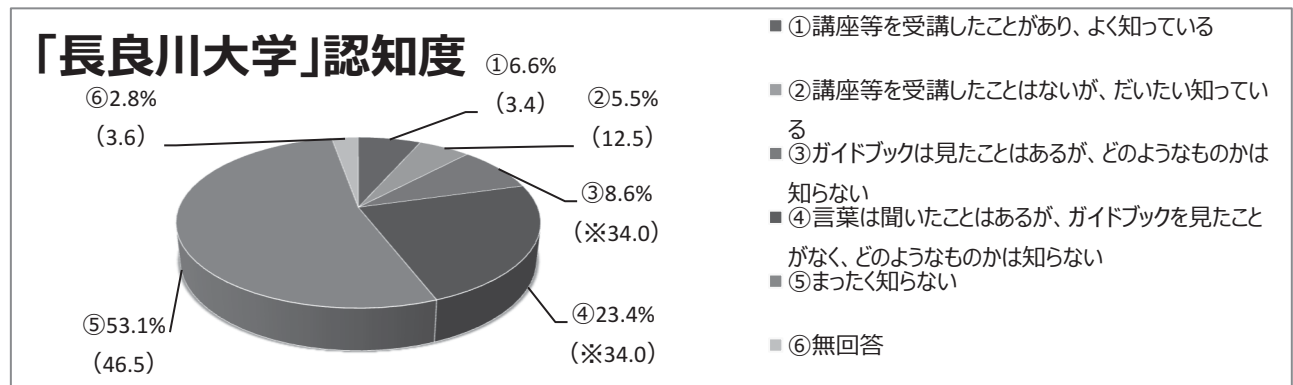


問9 岐阜市には、市民の生涯学習の場として、次のような施設があります。

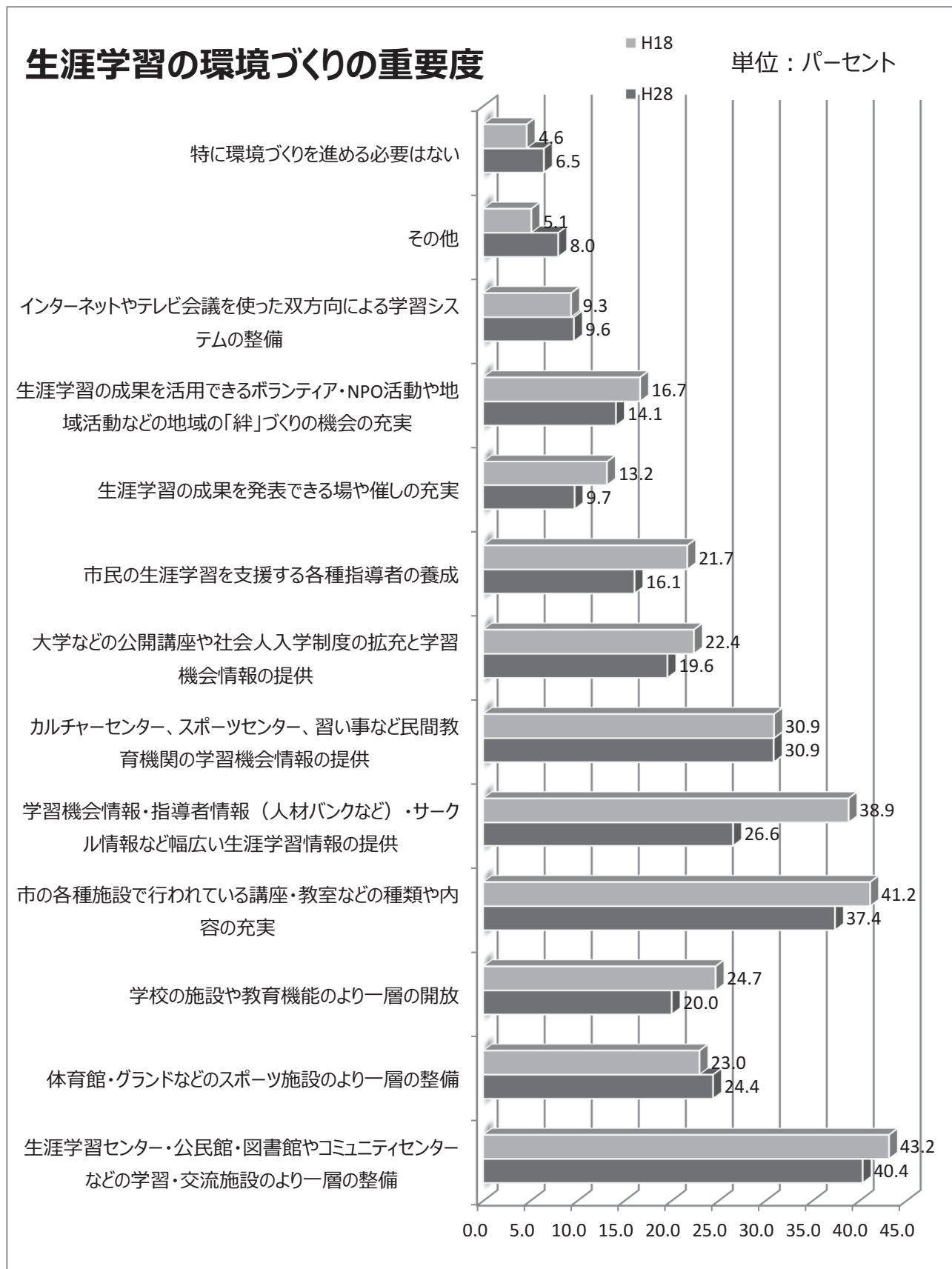
4 その施設のことは知らない



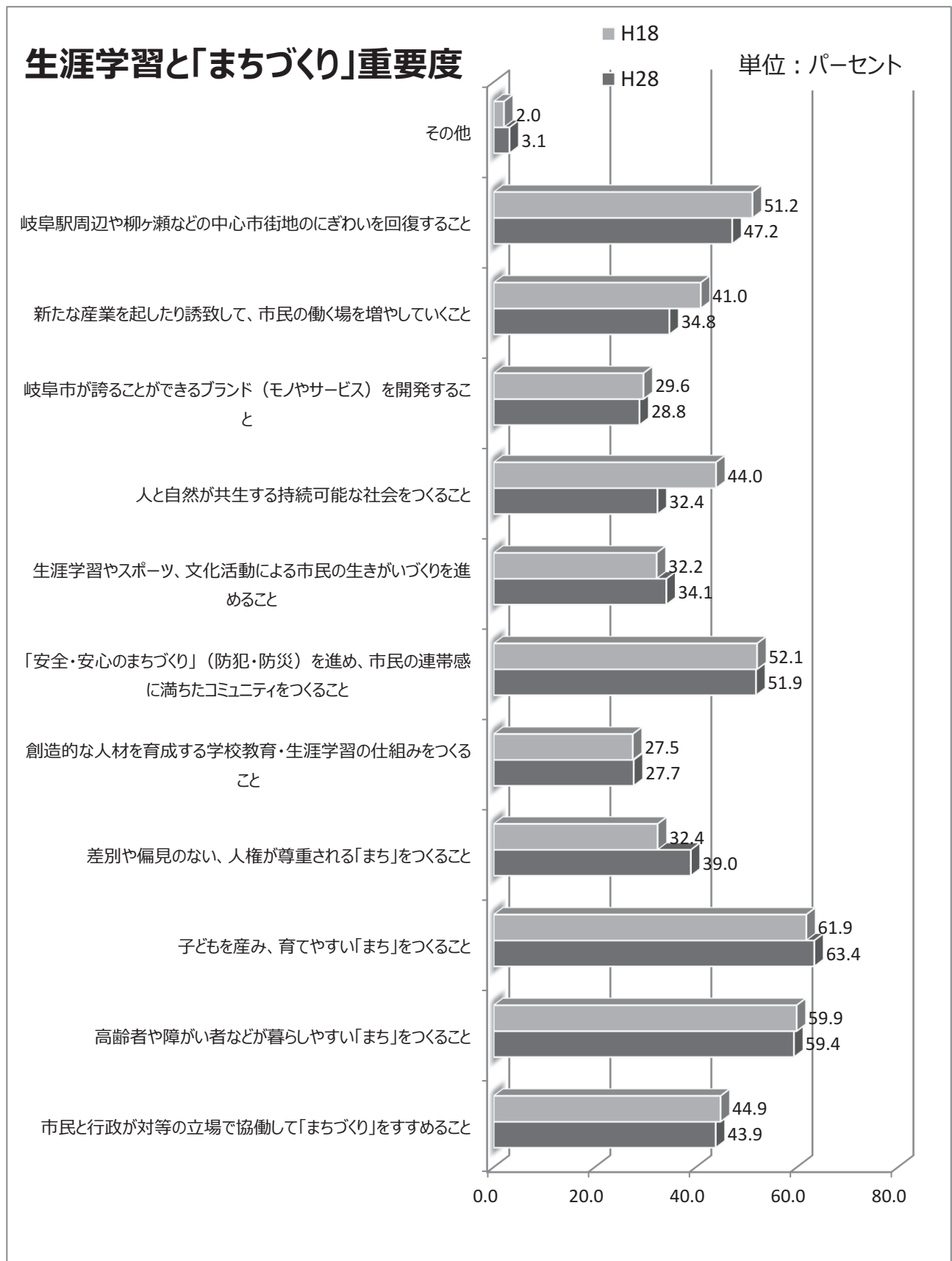
問10 岐阜市には、生涯学習「長良川大学」という市民のための学習・教育の仕組みがあり、「長良川大学ガイドブック」も発行されています。あなたは、この生涯学習「長良川大学」についてご存知ですか。



問11 岐阜市が、市民の生涯学習を行いやすい環境づくりを今後進めていくうえで、どのようなことが大切だと思いますか。



問12 今後、皆さんが、生涯学習を行っていく上で、具体的にどのようなことが大事だと思われるか。



5 岐阜市民生涯学習推進協議会規則

平成 25 年 3 月 27 日

規則第 54 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日規則第 3 号

令和 2 年 3 月 30 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成 25 年岐阜市条例第 7 号)第 3 条の規定に基づき、岐阜市民生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育委員の代表者
- (3) 生涯学習活動団体の代表者
- (4) 生涯学習関連機関の代表者
- (5) 公募に応じた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 2 月 24 日までとする。

附 則(平成 27 年規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第3次岐阜市生涯学習基本計画 2018－2027

平成30(2018)年3月発行 令和5(2023)年3月改定
岐阜市 市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

TEL : 058-214-4792 (直通)

FAX : 058-265-8665 (専用)

E-mail : danjo-gakushu@city.gifu.gifu.jp

この計画は、岐阜大学地域協学センターの学術コンサルティングのもと策定しました。

